

香芝市まち・ひと・しごと創生
総 合 戰 略

平成 27 年度～令和 2 年度

令和 2 年 3 月 改訂版

香芝市

目 次

香芝市人口ビジョン

第1章 基本的な考え方	2
1. 国のこれまでの動き	2
2. 人口ビジョンの位置づけ	2
3. 対象期間	2
第2章 人口の現状分析	3
1. 総人口と年齢別人口の推移	3
2. 人口移動の動向	7
3. 出生の動向	9
4. 人口推計	12
5. 仕事	16
6. 市民意識調査の結果	21
第3章 人口に関する香芝市の課題	29
1. 人口の現状分析からみた課題	29
2. 人口問題が地域の将来に与える影響について	30
3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析	31
第4章 人口の将来展望—香芝市人口ビジョン	33
1. 市の将来を展望するにあたっての人口推計	33
資料	36
1. 香芝市人口ビジョンにおける推計の詳細	36
2. 現状に基づく推計（社人研準拠）の詳細	37

香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 基本的な考え方	40
1. 策定の趣旨	40
2. 総合戦略の位置づけと期間	40
3. 総合戦略策定の基本方針	41
第2章 めざす将来像と4つの基本目標	43
1. めざす市の将来像	43
2. 基本目標	43
第3章 具体的施策と評価指標	44
基本目標1 香芝における安定した雇用を創出する	45
基本目標2 香芝への新しいひとの流れをつくる	50
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	55
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	61
第4章 総合戦略の推進にあたって	69
1. 総合戦略の進捗管理	69
2. 総合戦略の市全体での推進	69

資料編

策定経緯	72
用語解説	77

香芝市人口ビジョン

第1章 基本的な考え方

1. 国のこれまでの動き

国においては平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これは、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるためのものです。また、地域の住環境を確保することで、東京圏への人口集中を是正し、活力ある日本社会を維持していくことも目的としています。

同年 12 月には、平成 72(2060)年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び長期ビジョンの達成に向け平成 27(2015)～平成 31(2019) 年度までの 5 年の政策目標・施策等を掲げた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

「まち・ひと・しごと創生法」では、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が地方自治体の努力義務とされています。本市においても、人口動向や将来的な人口推計の分析をふまえて中長期的な将来展望を示す「香芝市人口ビジョン」を策定するとともに、平成 27(2015)～平成 31(2019) 年度の 5 年を計画期間とする「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2. 人口ビジョンの位置づけ

人口ビジョンでは、本市における人口の現状を分析、把握します。あわせて、人口に関する市民の認識を共有し、将来的にどのような方向性をめざすべきか展望を示します。

また、同時に策定する「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)で、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた施策を企画立案する基礎として位置づけます。総合戦略は人口ビジョンと整合性を図ったものとなります。

3. 対象期間

人口ビジョンの対象期間は、国・県の長期ビジョンの期間にあわせて、平成 72(2060) 年までとします。なお、今後の本市における住宅整備の動向や社会経済状況の変化など、人口に影響を与える要因に大きな変化があった場合には、適宜見直すものとします。

第2章 人口の現状分析

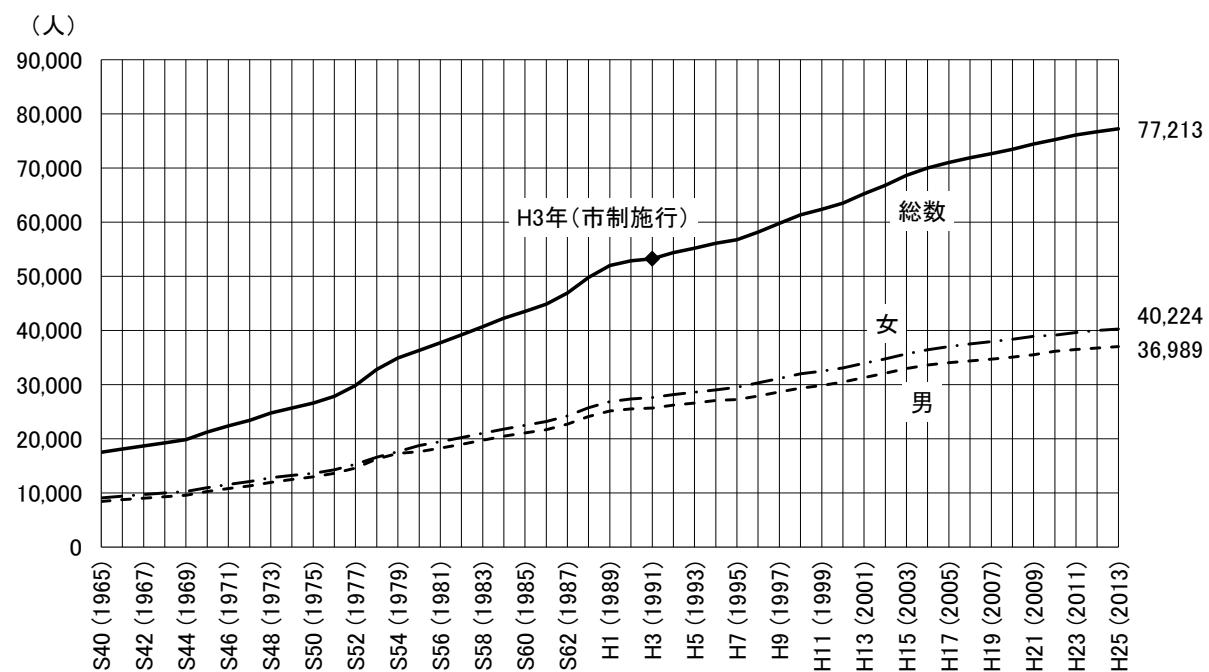
1. 総人口と年齢別人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の総人口は、一貫して増加を続けています。

平成3年10月1日には県下10番目、全国660番目の市として市制施行しました。近年でも人口増は続いており、平成27年9月末現在の人口は、住民基本台帳によると78,393人です。

総人口の推移



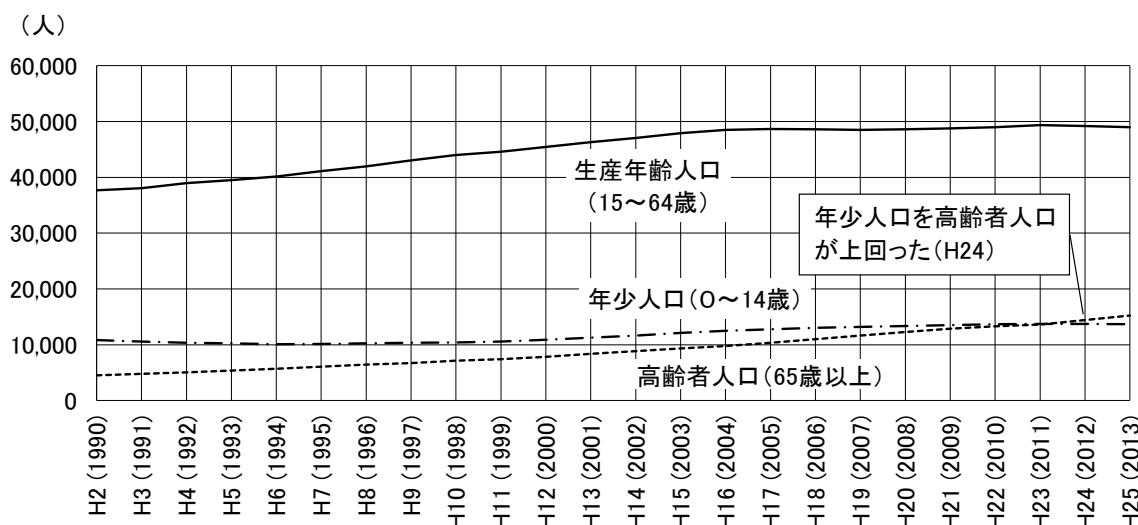
資料：奈良県統計課「住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口」

(2) 年齢3区分人口の推移

総人口の増加にともない、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・高齢者人口（65歳以上）の3区分すべてにおいて人口が増加しています。

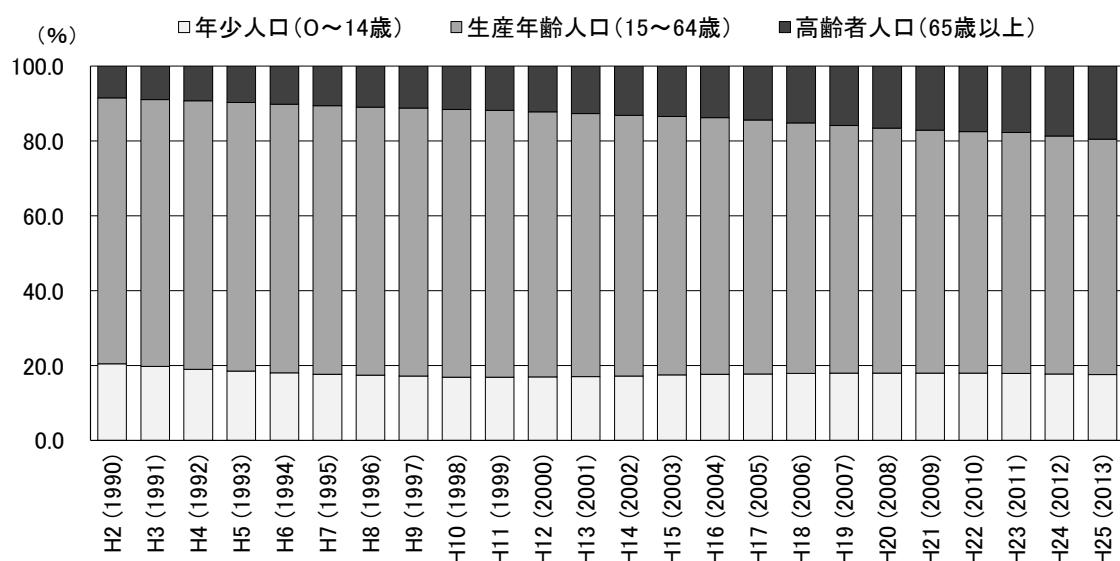
年少人口は高齢者年人口を上回って推移してきましたが、平成24（2012）年に高齢者人口が年少人口をわずかに上回りました。高齢者人口は、平均寿命が伸びていることと、生産年齢人口が順次高齢期に入ることから、今後も増加することが見込まれます。

年齢3区分人口の推移



資料：奈良県統計課「住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口」

年齢3区分人口比の推移



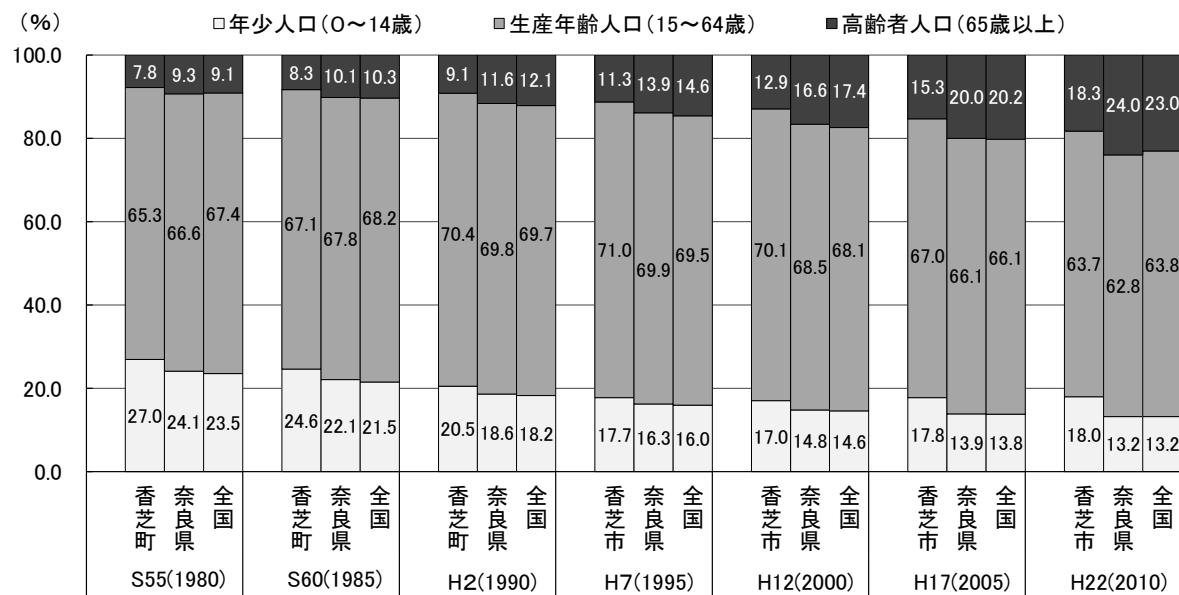
資料：奈良県統計課「住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口」

(3) 年齢3区分人口比の国・県との比較

年齢3区分人口比の推移を国・県と比較すると、高齢者人口（65歳以上）の比率は、国・県を下回っています。

年少人口（0～14歳）の比率は、国・県を上回って推移しています。

年齢3区分人口比の国・県との比較



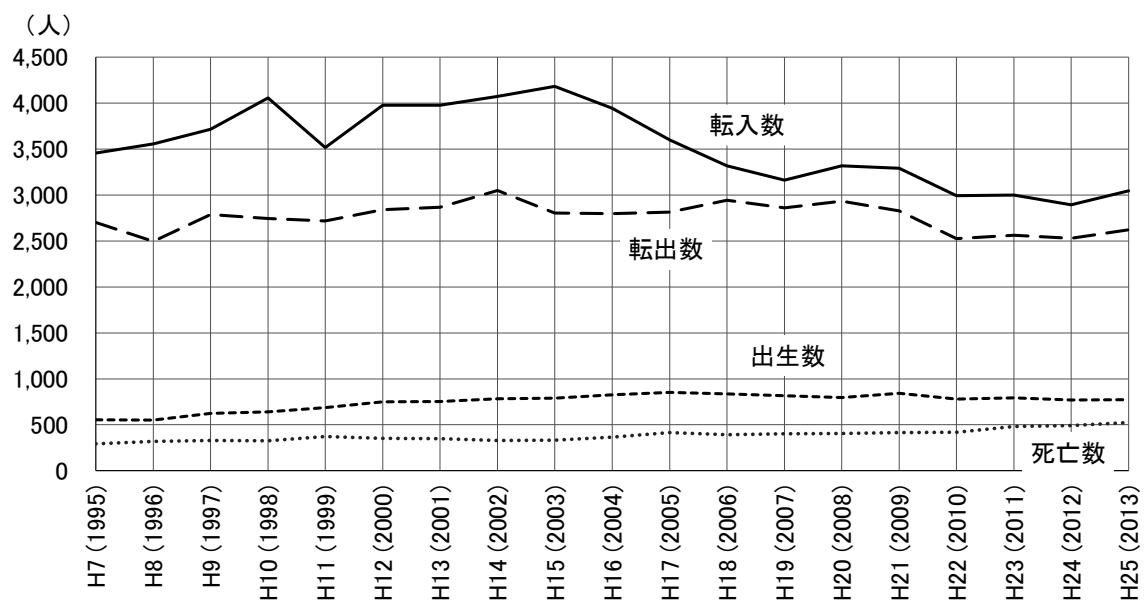
資料：国勢調査

(4) 出生・死亡・転入・転出

出生数が死亡数を上回る自然増が続いています。また、転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いています。

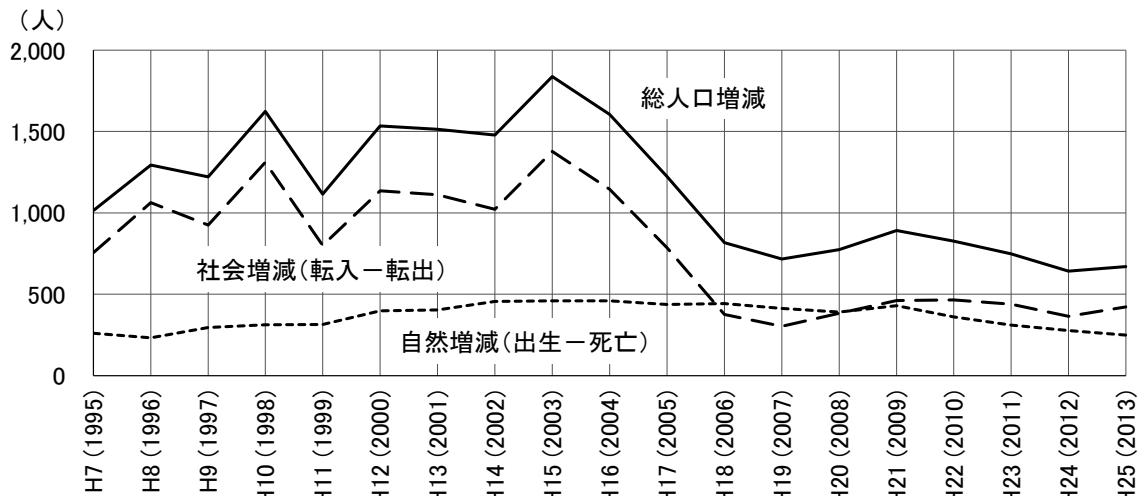
総人口の推移に対する自然増減※と社会増減***の影響を見ると、社会増減の推移は総人口の推移とほぼ一致しています。また、自然増減はほぼ横ばいですが近年は減少傾向にあります。

出生・死亡・転入・転出の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

総人口増減・自然増減・社会増減の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

*出生または死亡による人口の増減。少子高齢化が進行すると、死亡数が出生数を上回る自然減により人口が減少することになります。

**転入または転出による人口の増減。転入より転出が少ない状態を社会増、転出より転入が少ない状態を社会減といいます。また、転入から転出を引いた値を「純移動」と呼びます。

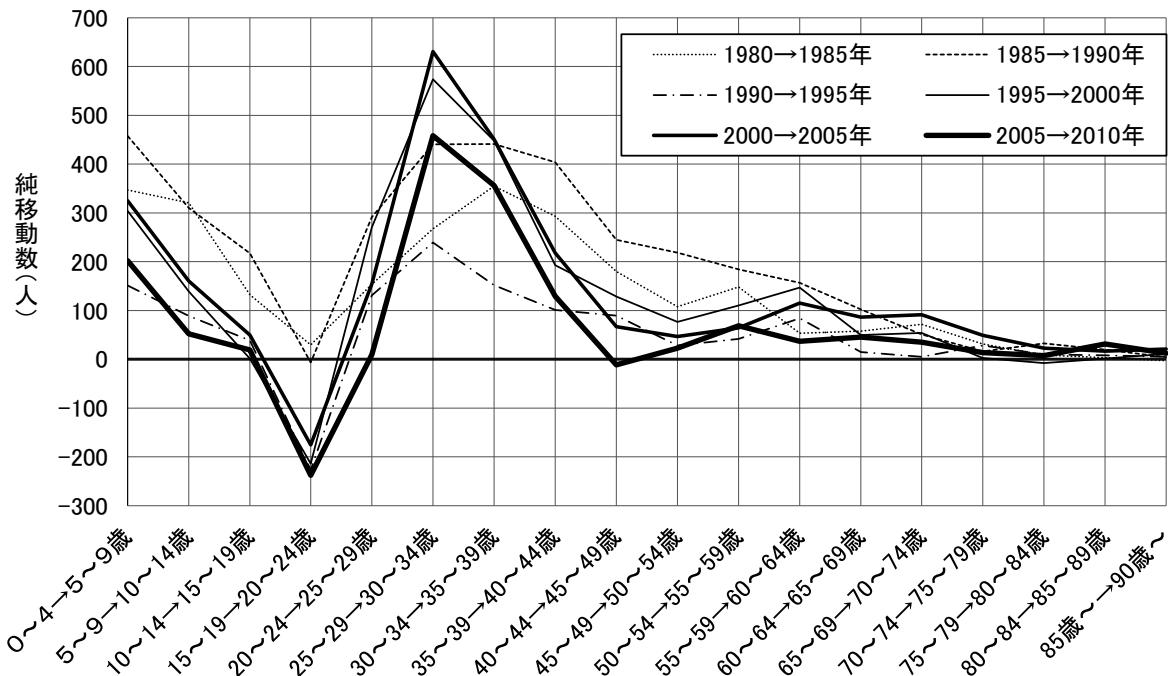
2. 人口移動の動向

(1) 純移動

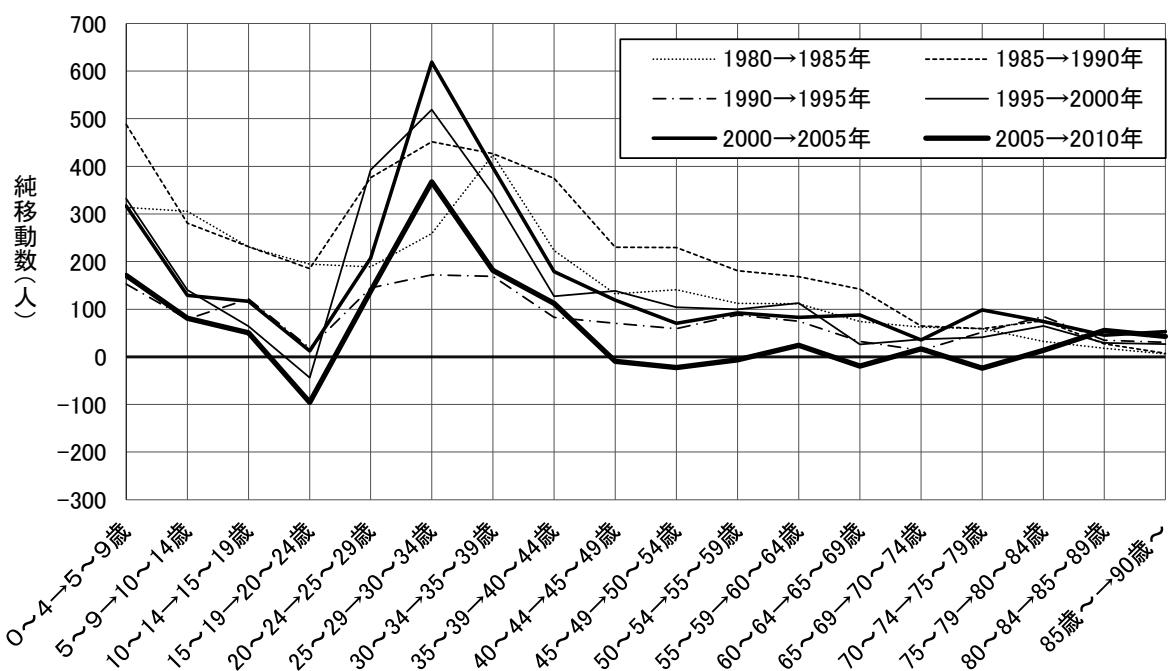
転入と転出の差である純移動の年代別の動向を見ると、10歳代から20歳代前半にかけての、主に進学・就職によると見られる若年者の転出超過が継続しています。

一方で20歳代後半から30歳代にかけては大幅な転入超過となっており、あわせて0～10代前半にかけても転入超過となっています。

年齢別純移動の推移（男性）



年齢別純移動の推移（女性）



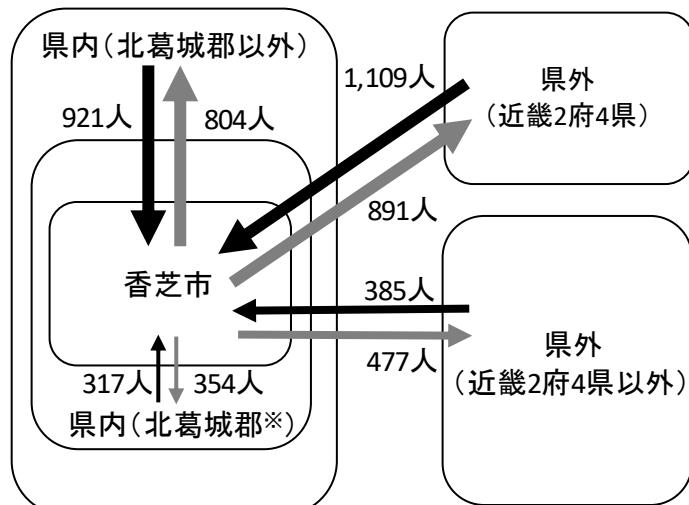
資料：住民基本台帳人口移動報告

(2) 転入元・転出先

平成 25 年の人口移動を見ると、県内他自治体からの転入は約 1,200 人、県外からの転入は約 1,500 人となっています。

全体では転入が転出を上回っている社会増の状態ですが、自治体別に見ると転出超過となっている場合もあります。

自治体間における人口移動（平成 25 年）



※北葛城郡 : 上牧町・王寺町・広陵町・河合町

	転入数 (a)	転出数 (b)	純移動数 (a-b)
県内	1,238	1,158	80
近隣自治体	630	628	2
大和高田市	210	133	77
葛城市	103	141	▲ 38
北葛城郡	317	354	▲ 37
その他	608	530	78
県外	1,494	1,368	126
近畿 2 府 4 県	1,109	891	218
1 都 3 県	131	196	▲ 65
その他	254	281	▲ 27
合 計	2,732	2,526	206

近畿 2 府 4 県: 京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・

和歌山県

1 都 3 県: 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県

資料：住民基本台帳人口移動報告

3. 出生の動向

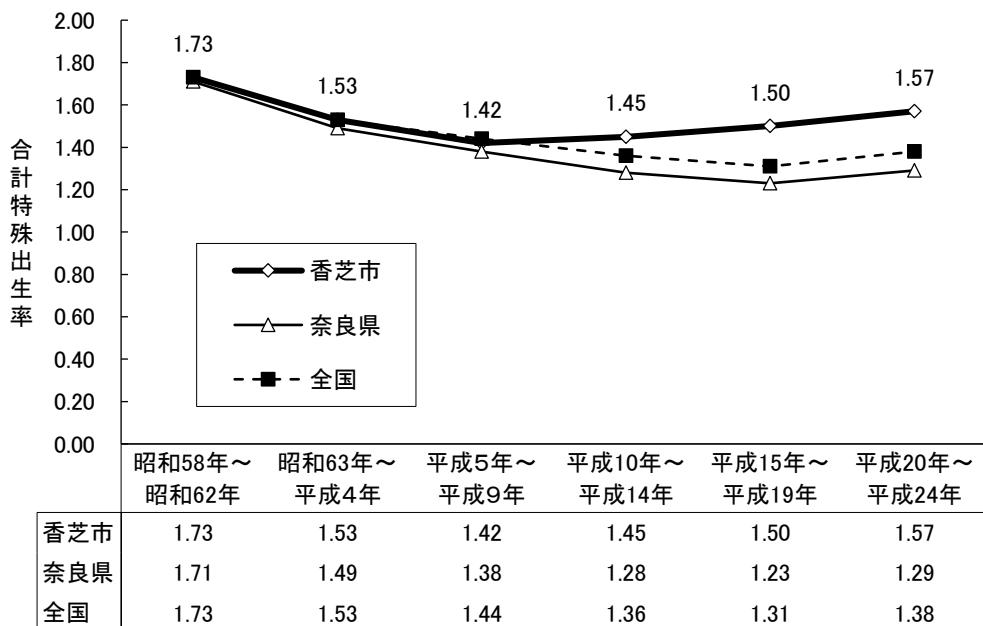
(1) 合計特殊出生率

合計特殊出生率*は、近年若干の回復が見られ、国・県を上回る水準で推移しています。

年齢別の出生率の推移を見ると、近年の晩婚化の傾向を反映して、20歳代の出生率が低下、30歳代の出生率が上昇しています。

年齢別の出生率を国・県と比較すると、20歳代後半から30歳代前半の出生率が高くなっています。

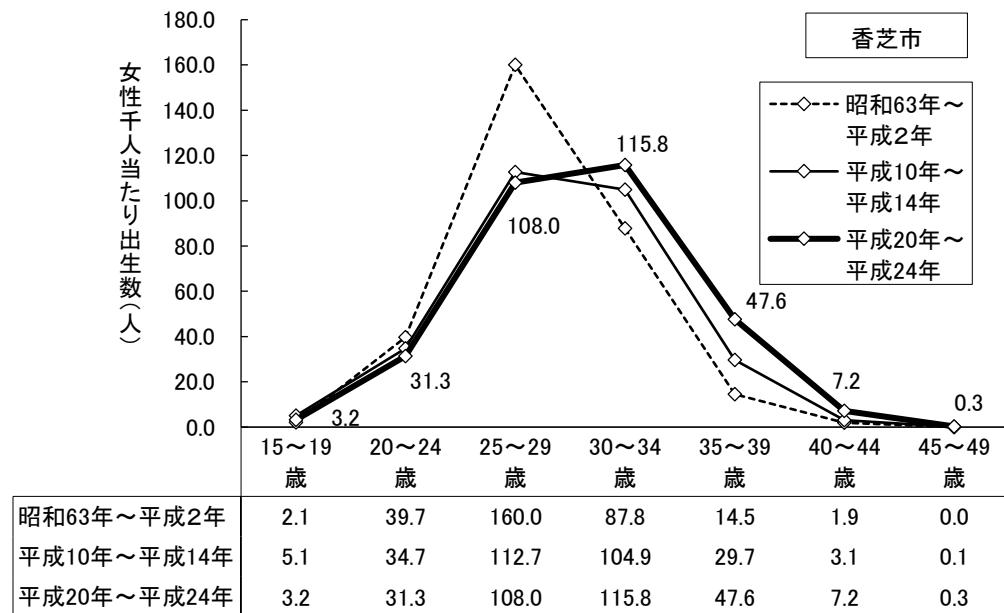
合計特殊出生率の推移



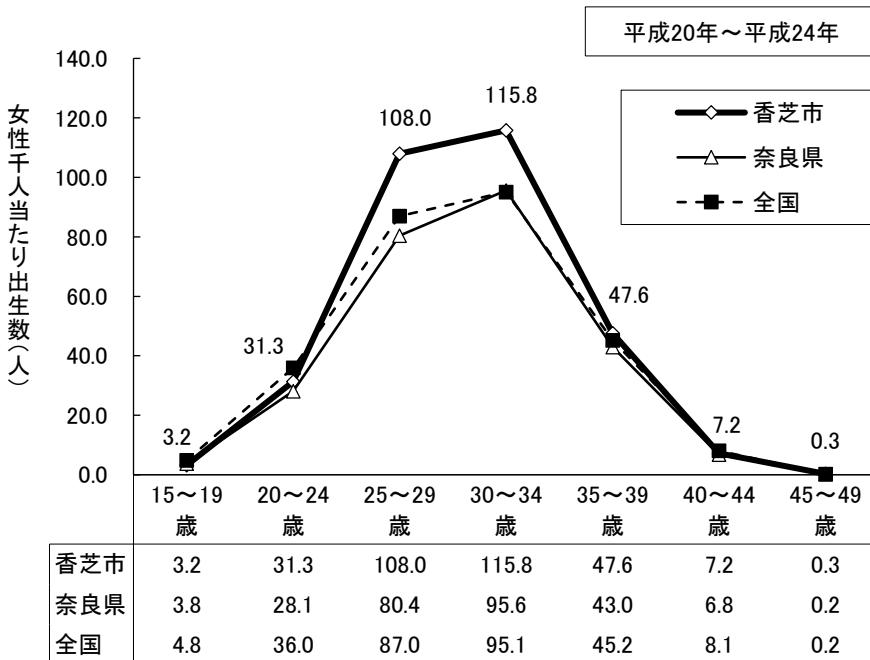
資料：人口動態保健所・市町村別統計

*合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

年齢別出生率の推移



年齢別出生率の比較



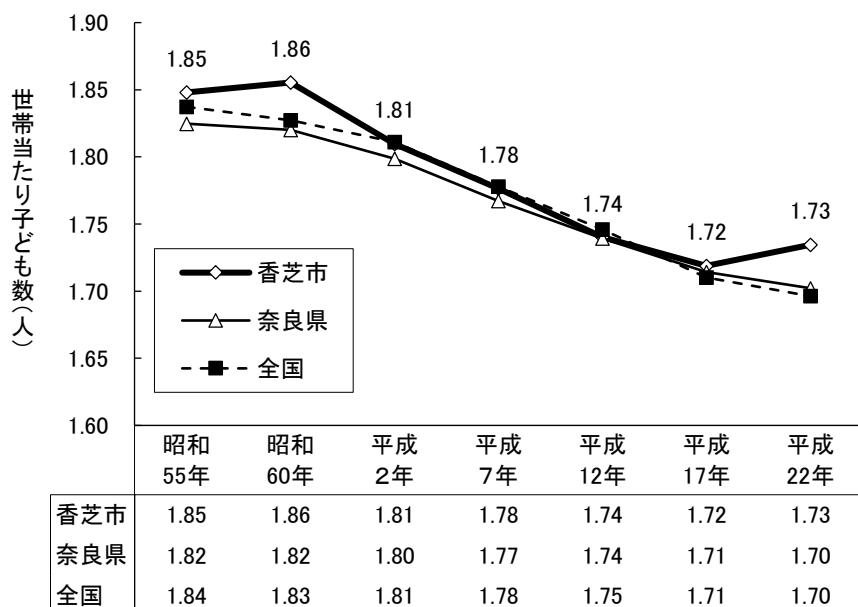
資料：人口動態保健所・市町村別統計

(2) 世帯と子ども数

本市において18歳未満の子どもが同居している世帯1世帯当たりの18歳未満子ども数の平均の推移を見ると、国・県とほぼ同様に減少が続いてきましたが、平成22年には若干回復をしており、国・県と比較してやや多くなっています。

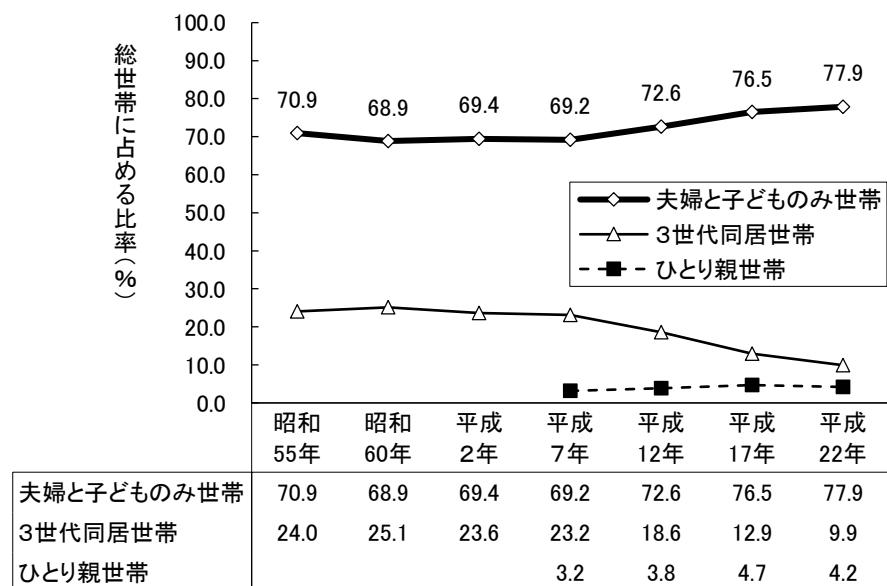
世帯類型の推移を見ると、3世代同居世帯が減少し、夫婦と子どものみの世帯の比率が増加しています。平成22年の国・県の比率を見ると、夫婦と子どものみ世帯が国69.4%、県70.5%、3世代同居世帯が国14.1%、県13.6%、ひとり親世帯が国6.5%、県6.4%となっており、本市は比較的3世代同居、ひとり親世帯が少なく、夫婦と子どものみ世帯が多くなっています。

18歳未満の子どものいる世帯1世帯当たりの18歳未満子ども数の平均



資料：国勢調査

18歳未満の子どものいる世帯総数に占める類型別世帯数比率



資料：国勢調査

4. 人口推計

(1) 推計パターン別総人口

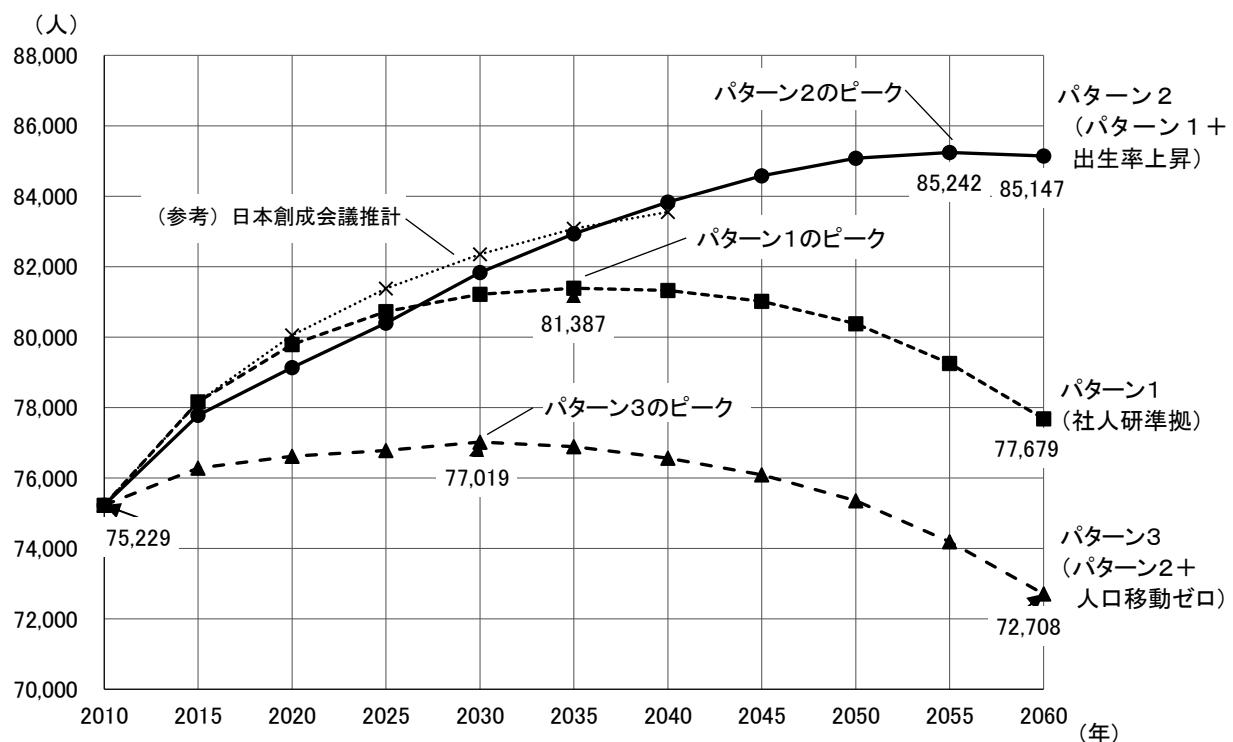
出生・死亡、移動について、一定の仮定を設定した以下の3パターンの推計方式を用いて将来人口を推計します。

本市は、ベッドタウンとして発展した住宅都市であり、人口増加の要因は社会増によるところが大きいため、人口の移動が縮小する場合には、人口は減少します。

推計パターンと出生・死亡、移動率の仮定

	出生・死亡	移動率
(参考) 日本創成会議推計	2005年～2010年の人口動向を勘案し、将来人口を推計	全国の移動総数が縮小せずに2035年～2040年まで概ね同水準で推移すると仮定
パターン1 (社人研推計※準拠)		2005年～2010年の純移動率が2015年～2020年までに定率で0.5倍縮小し、その後はその値で推移すると仮定
パターン2 (パターン1+出生率向上)	合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準*** (2.1)まで上昇すると仮定	
パターン3 (パターン2+人口移動ゼロ)		純移動率がゼロ(均衡)で推移すると仮定

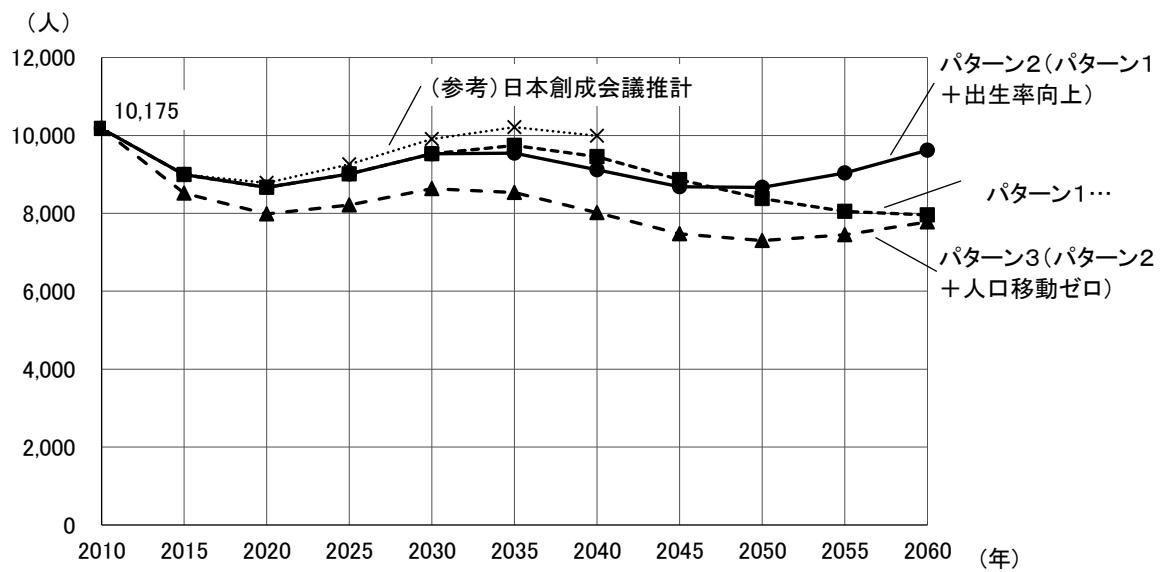
推計パターン別にみた総人口の推移



*国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』

**人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のことです。

推計パターン別にみた若年（20-39歳）女性人口の推移

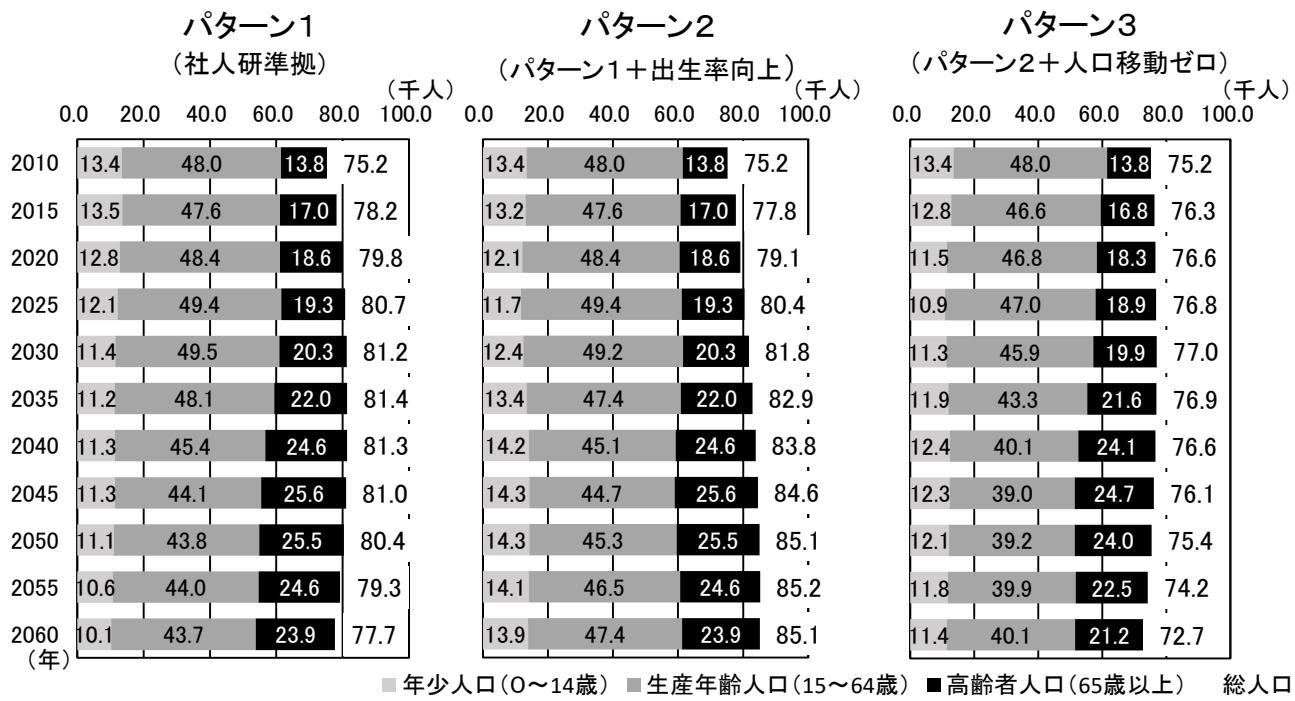


(2) 推計パターン別年齢3区分人口

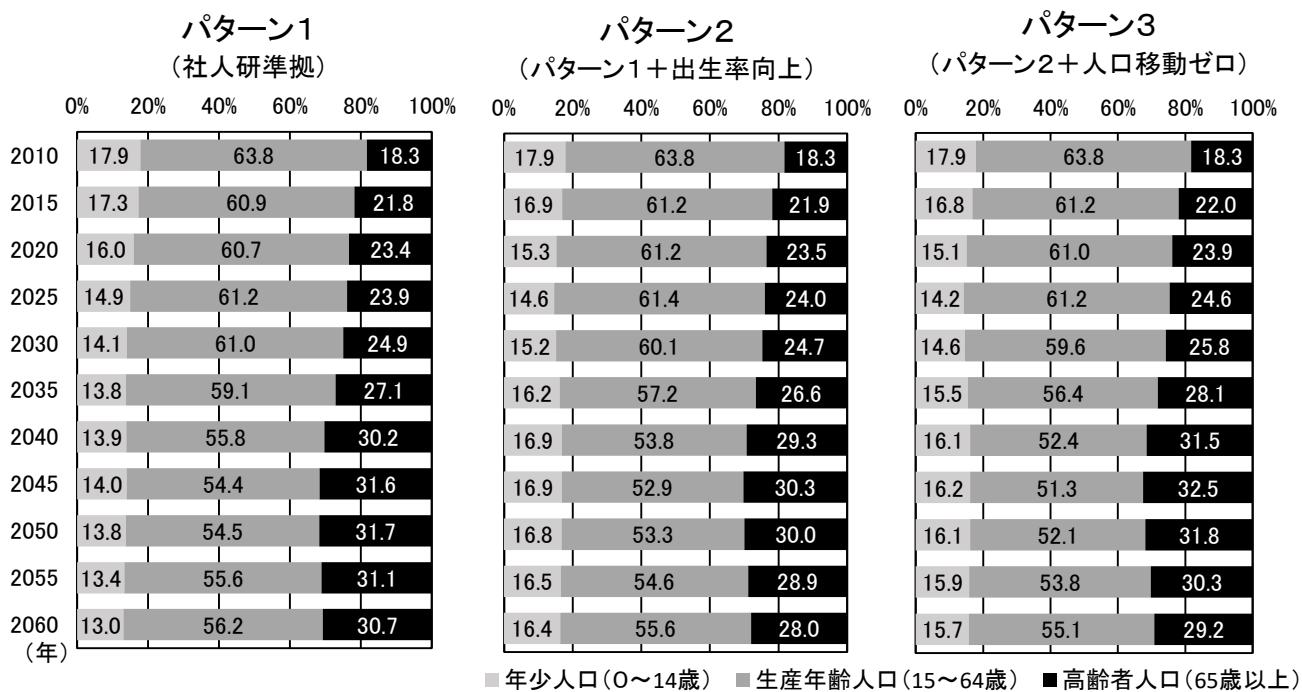
3つの推計方式ごとに、年齢3区分別人口を比較すると、すべての年代でパターン2（パターン1+出生率向上）が最も人口が多く推移します。

高齢者人口比率は、パターン2において出生率の上昇及び移動率の維持という仮定によって、人口構造の高齢化抑制の効果が見られ、他のパターンよりも高齢者人口比率が低くなります。

推計パターン別にみた年齢3区分人口の推移



推計パターン別にみた年齢3区分人口比の推移

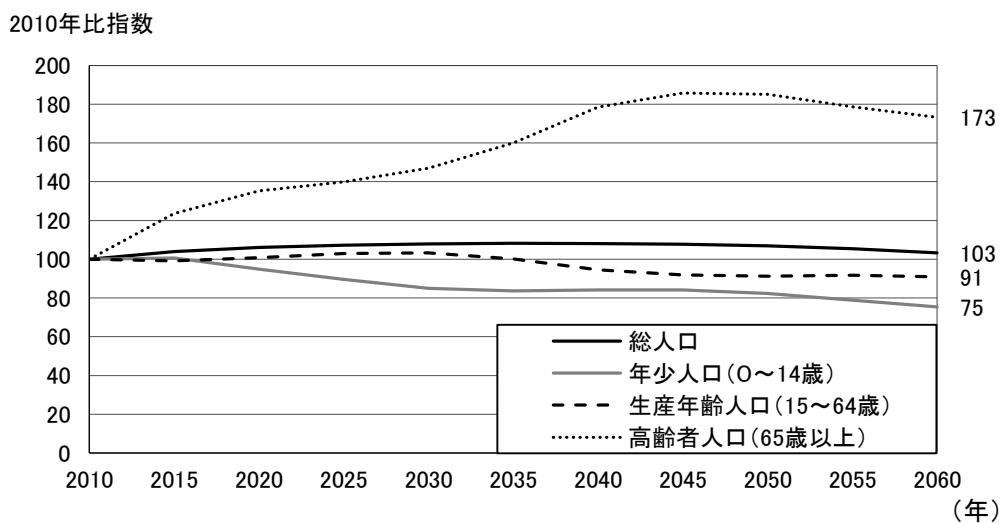


(3) 人口の減少段階

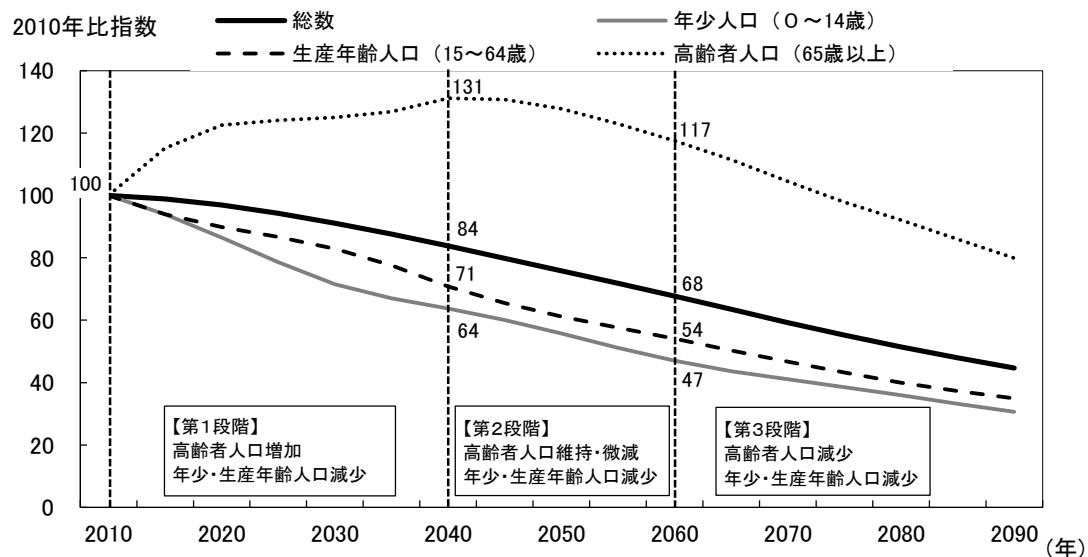
人口の減少は、年少・生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加する第1段階、高齢者人口が維持・微減となる第2段階、3つの年齢区分人口すべてが減少する第3段階という段階を経て進展するとされています。

国においては、2040年ごろに第2段階に入ると予測されていますが、本市においては、当分の間高齢者人口が増加する第1段階にあります。

人口の減少段階（香芝市・社人研推計準拠）



（参考）人口の減少段階（全国・社人研推計）



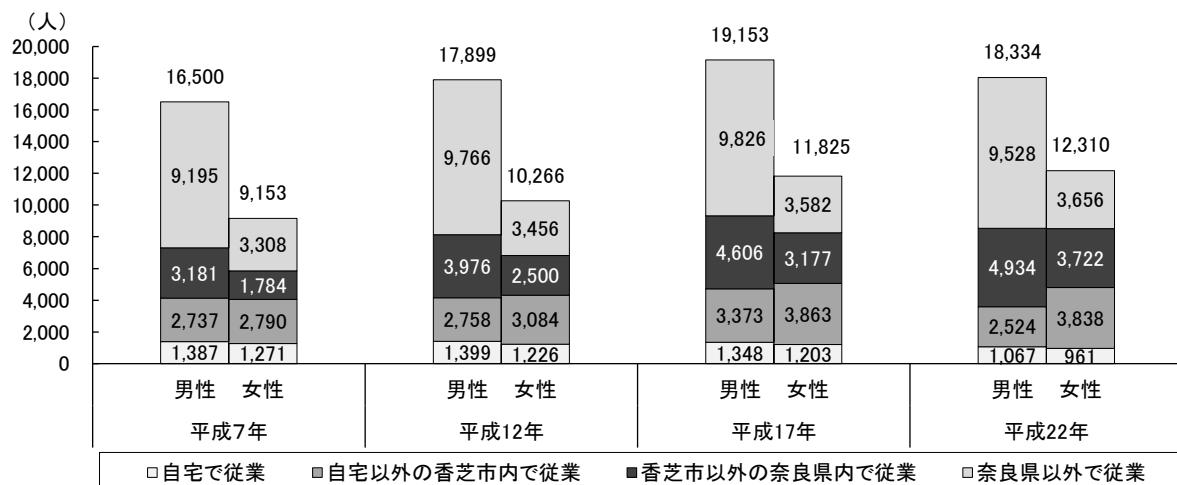
5. 仕事

(1) 就業者数と従業地

本市の住民における、男女別の15歳以上就業者数の推移と、就業者の従業地について見ると、男性は半数以上が奈良県外で就労しています。

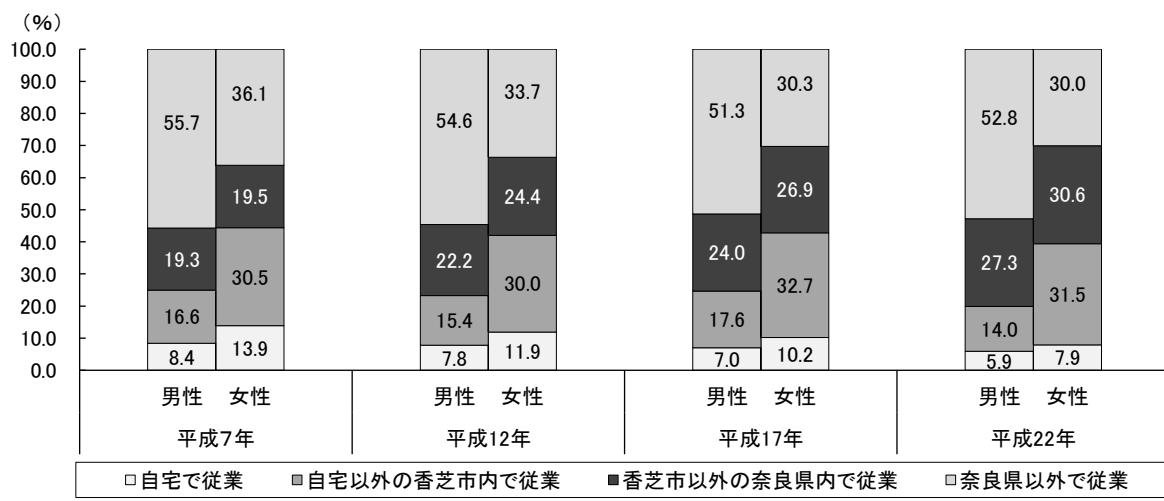
一方、女性は、平成22年では香芝市内・香芝市以外の奈良県内、奈良県外がほぼ同数となっていますが、就業者数の増加と共に、香芝市以外の奈良県内での従業が増加傾向にあります。

就業者数と従業地の推移



資料：国勢調査

従業地別の就業者率の推移



資料：国勢調査

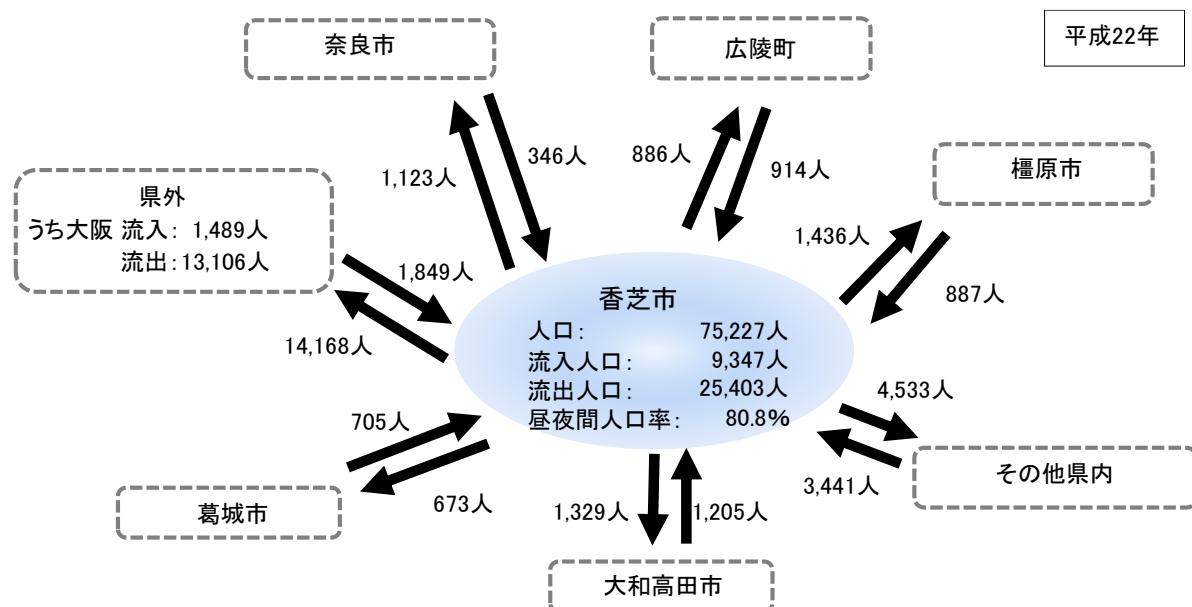
(2) 流出・流入人口

本市の昼夜間人口比率は80.8%で、従業・通学による流入人口より流出人口が多くなっています※。

従業者・通学者による自治体間の流入出入口を見ると、本市の流出人口の半数以上は大阪府への流出であり、大阪府への流出の半数以上を大阪市への流出が占めています。

橿原市、奈良市との間でも流出超過となっており、それ以外の近隣自治体（大和高田市、広陵町、葛城市）との間では、流入出人がほぼ均衡しています。

近隣自治体間における人口の流入出人（15歳以上従業・通学者数）

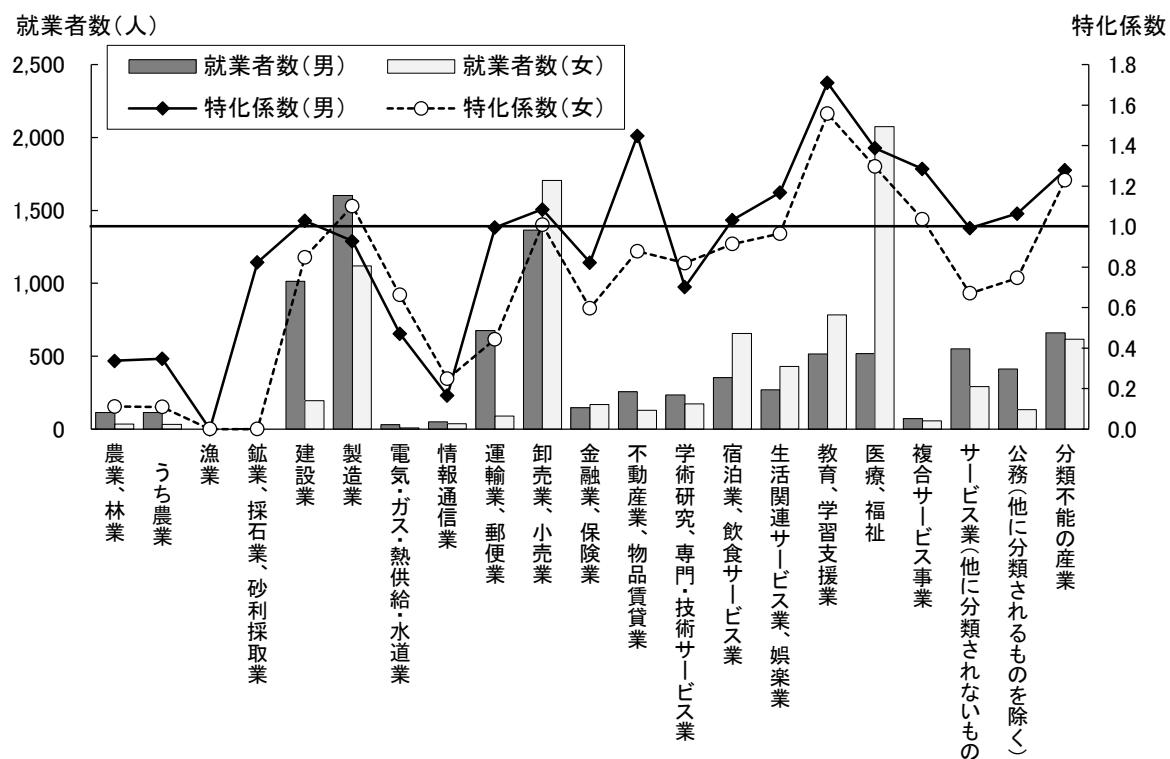


(3) 産業

男女とも「教育、学習支援業」の特化係数※が最も高く、市内において産業の集積が進んでいることがうかがえます。

男女とも特化係数が1を超えているのは、「教育、学習支援業」と「医療、福祉」となっており、いずれも女性の就労が多い産業分野となっています。

産業別男女別就業者数と特化係数（平成 22 年）



資料：国勢調査

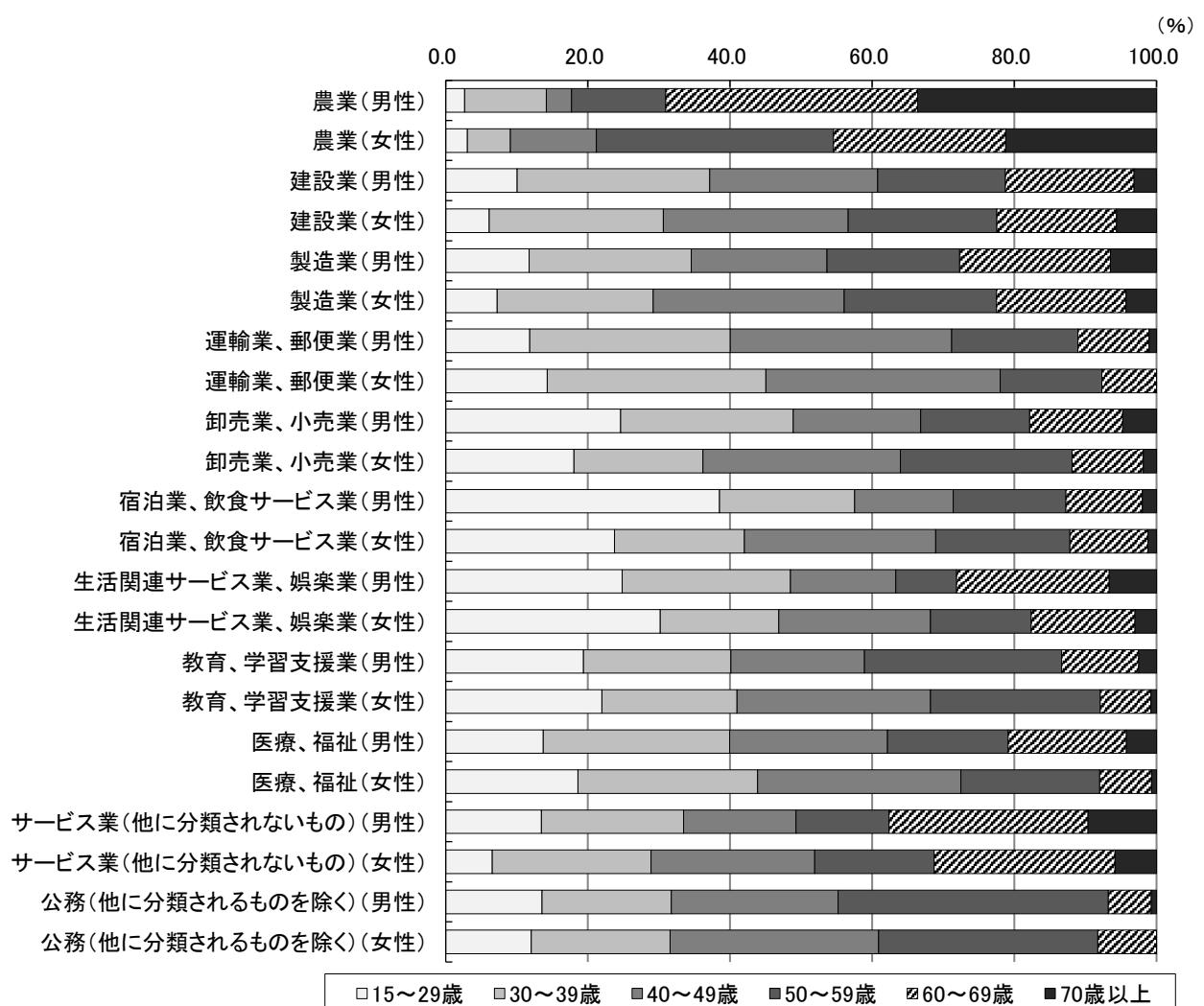
*自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値です。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して就業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど、当該自治体における就業者が多く、当該自治体の特色を示す産業であるといえます。

産業別の就業者の年齢構成について、男女の合計就業者数が 500 人以上の産業及び農業について示しています。

農業については、60 歳以上の就業者が多く、若年者の比率が非常に低くなっています。将来的に担い手不足となる可能性が高いといえます。

「建設業」、「製造業」は比較的若年者の比率が低く、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」は男女とも若年者の比率が高くなっています。

産業別にみた男女別年齢別就業者比率（平成 22 年）



資料：国勢調査

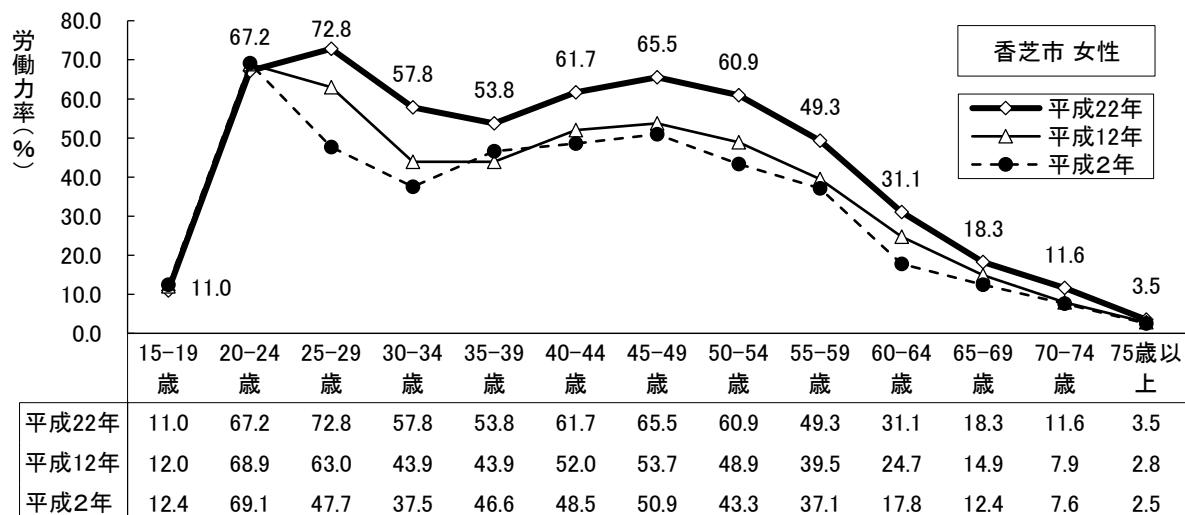
(4) 女性の労働力率

女性の労働力率※は全体として増加してきています。いわゆるM字カーブの谷は、晩婚化・晩産化等のためか、30歳代前半から30歳代後半へと移行しています。

女性の労働力率を国・県と比較すると、M字カーブの谷が深く右肩下がりとなっています。

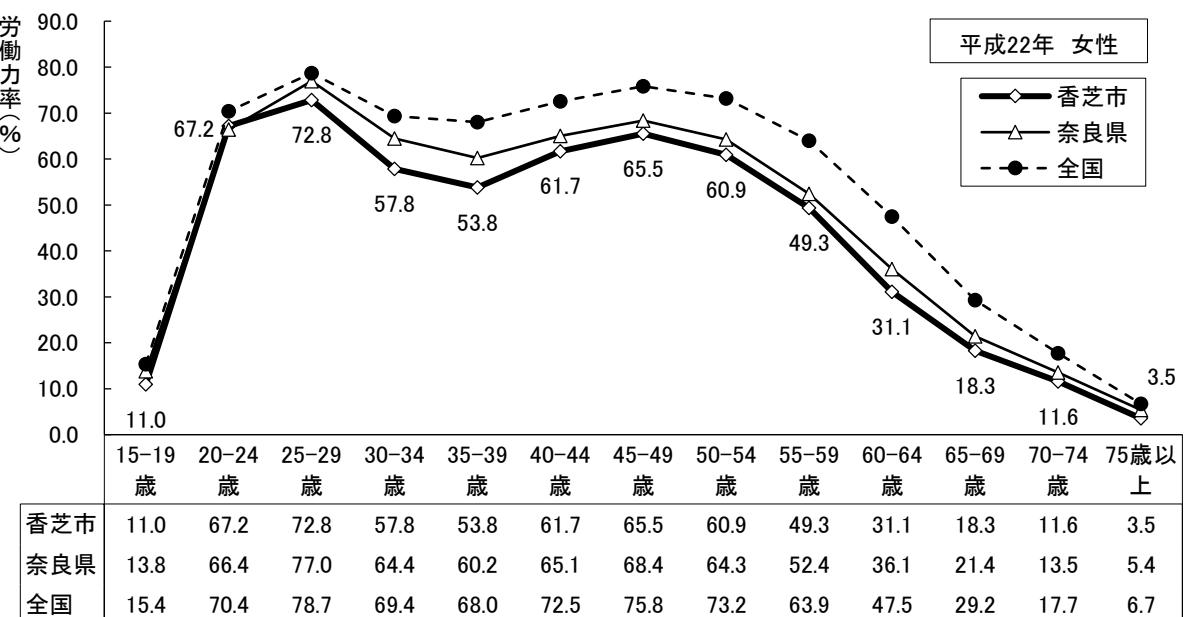
結婚・出産・育児等をきっかけに、いわゆる専業主婦となる女性の比率が高いことがうかがえます。

女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の労働力率の比較



資料：国勢調査

*生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の比率。15歳以上人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者数と完全失業者数の合計）の比率として算出されます。

6. 市民意識調査の結果

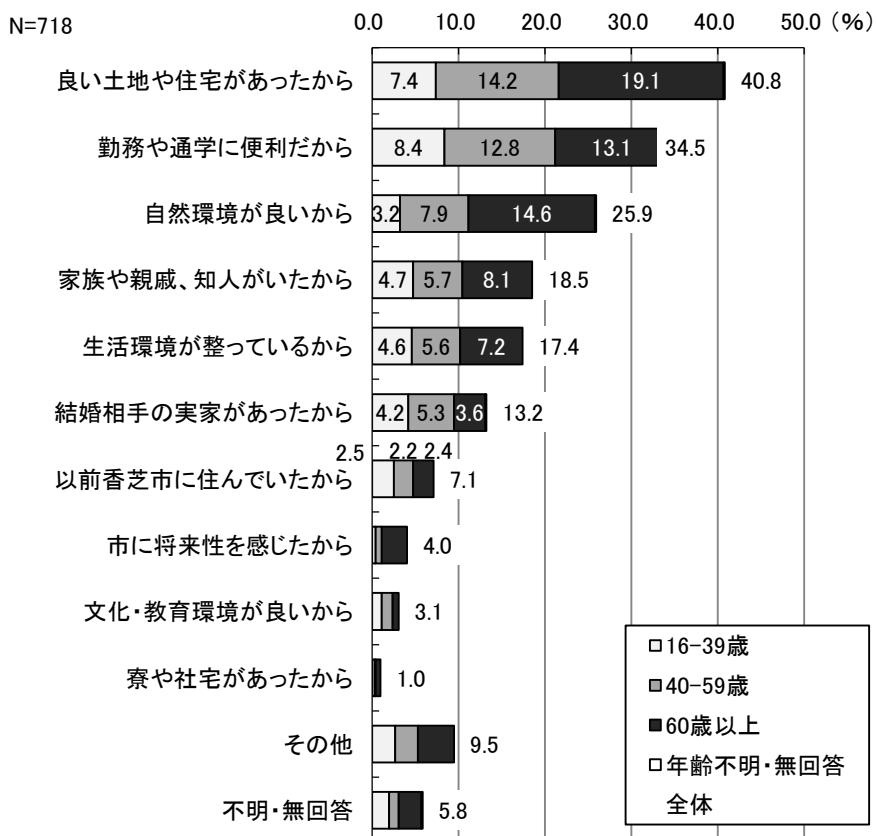
(1) 市民意識調査の概要

- 調査地域：香芝市全域
- 調査対象者：香芝市内在住の16歳以上の男女2,000人
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：平成27年7月10日（金）～平成27年7月24日（金）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
2,000	838	41.9%

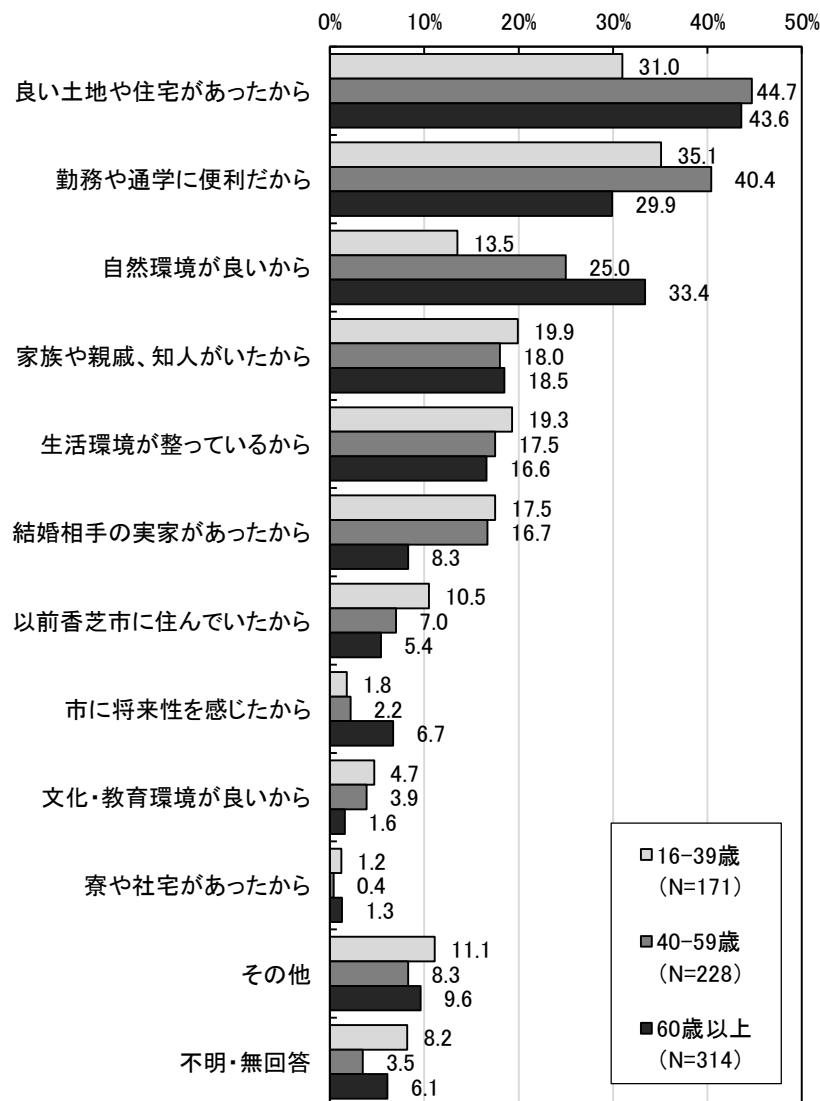
(2) 居住について

香芝市に住んでいる理由（香芝市に転入してきた人）

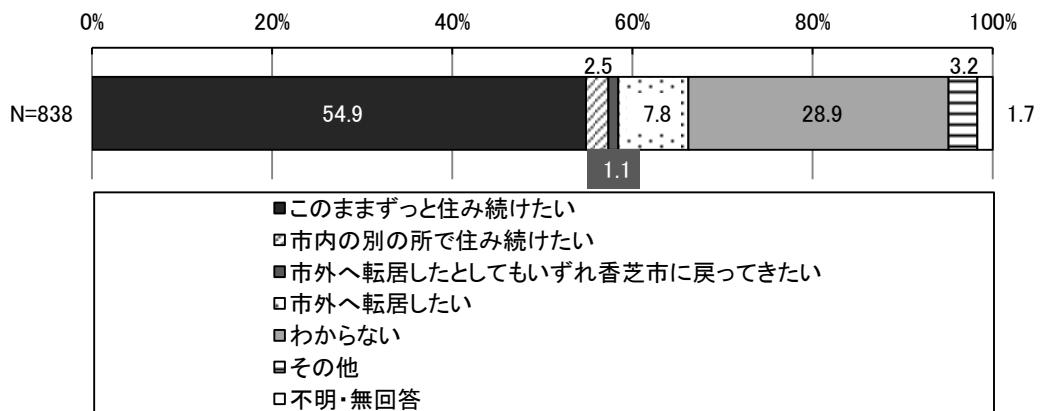


*図表中の「N (number of case)」は、集計対象者の総数を示しています。回答者を限定する設問の場合は、限定条件の対象者の総数、年齢別分析の場合は、年齢別の回答者の総数を示します。

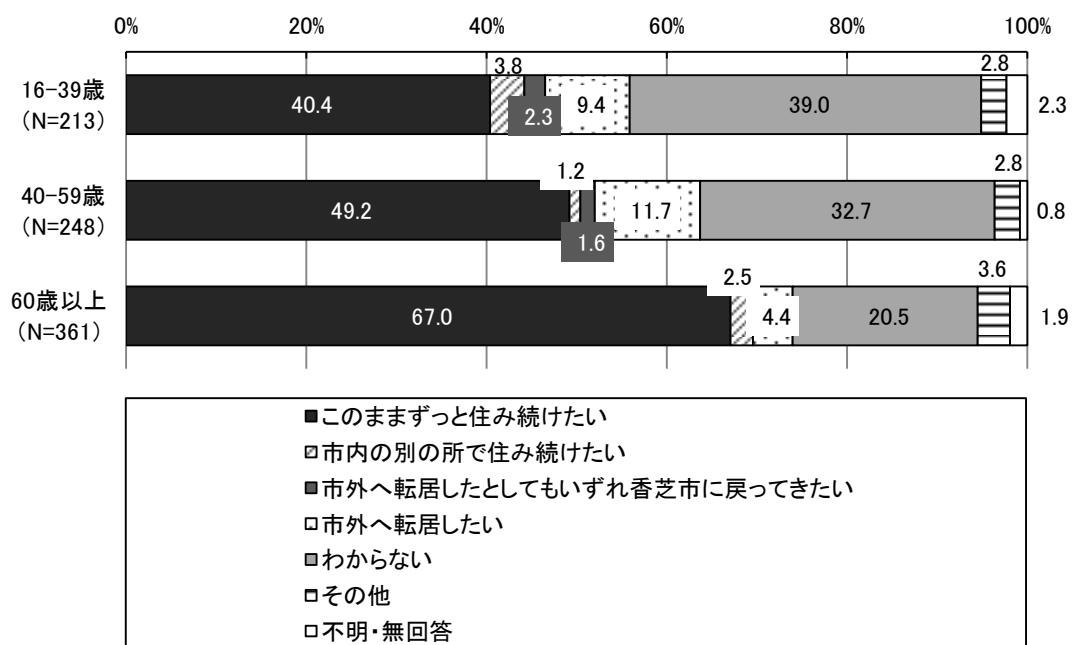
香芝市に住んでいる理由（香芝市に転入してきた人）（年代別）



香芝市での居住意向

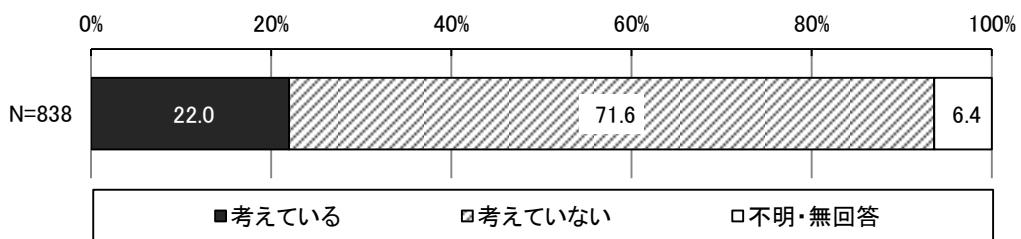


香芝市での居住意向（年代別）

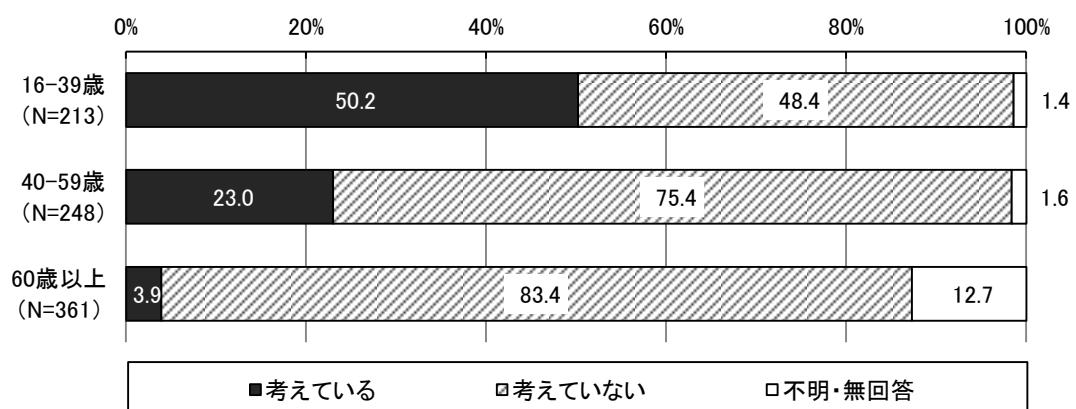


(3) 就職・転職について

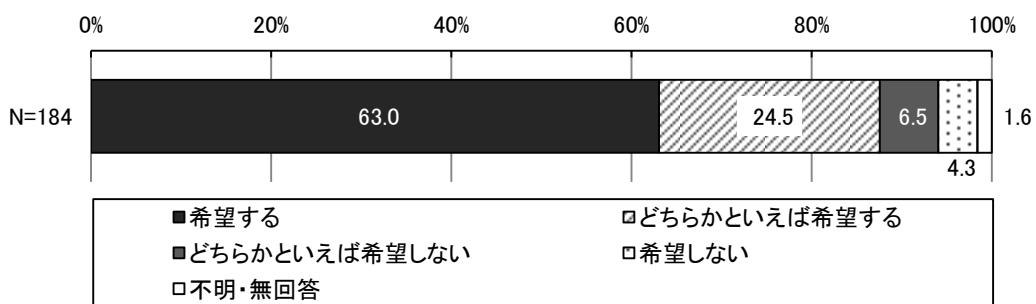
今後就職や転職を考えているか



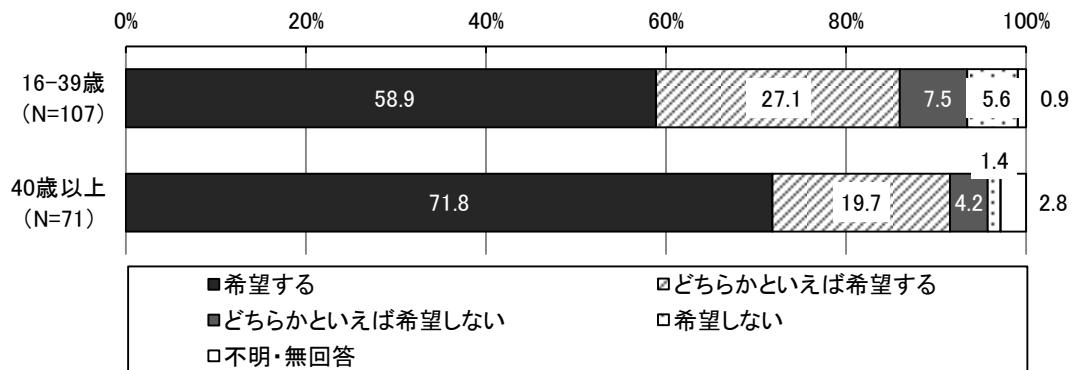
今後就職や転職を考えているか (年代別)



今後就職・転職を考えている方の、香芝市から通える範囲での就業希望



今後就職・転職を考えている方の、香芝市から通える範囲での就業希望 (年代別)



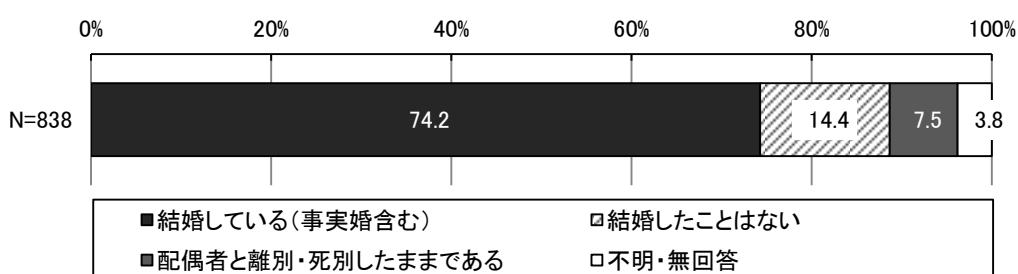
(4) 結婚・子育てについて

若年世代の有配偶者における、理想の子ども数、予定している子ども数、現在の子ども数を、全国調査※と比較すると、理想の子ども数については、本市では「2人」がやや少なく、「3人」、「4人」が多く、全体として全国調査よりやや多くの子どもを持つことを理想と考える傾向にあります。

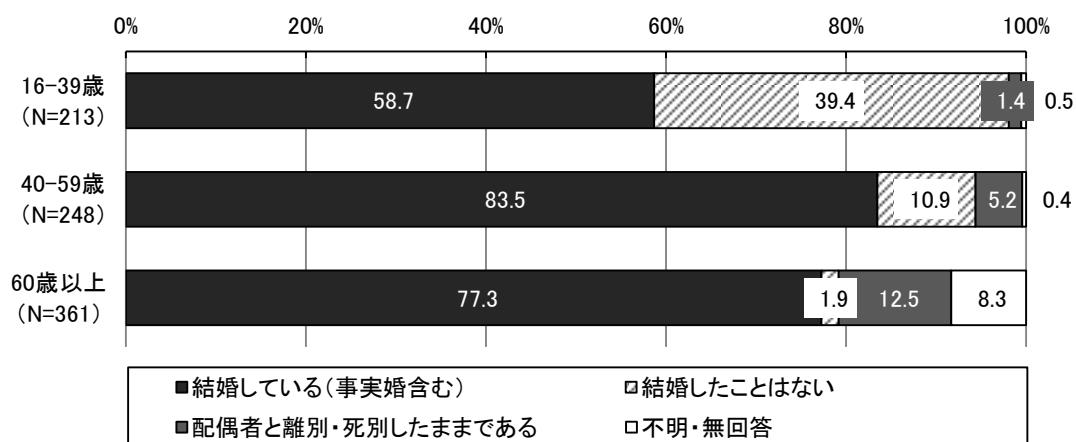
一方、実際に予定している子ども数については、「1人」がやや多く、「3人」がやや少なくなっています、全国調査よりやや少ない数を予定しています。

現在の子ども数についても、全体として1世帯当たりの子どもの数は少なくなる傾向が見られます。理想に対して実際には少ない子ども数になっている家庭が多いと考えられます。

結婚の状況



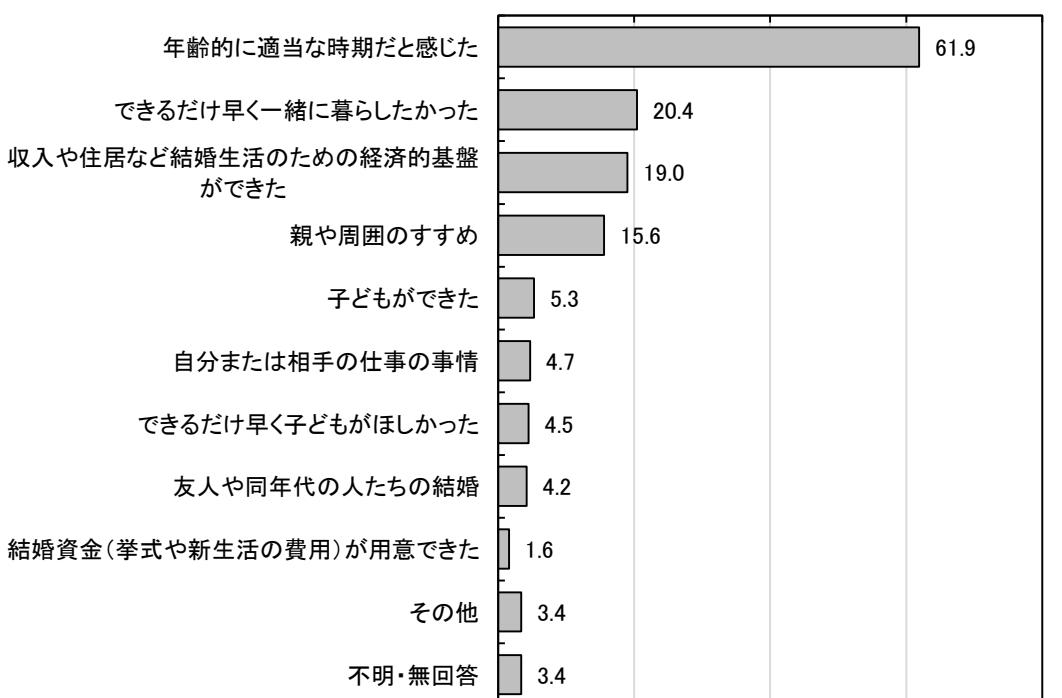
結婚の状況（年代別）



*全国調査の結果については、国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（2010年）」における同様の設問の回答状況を参照しています。

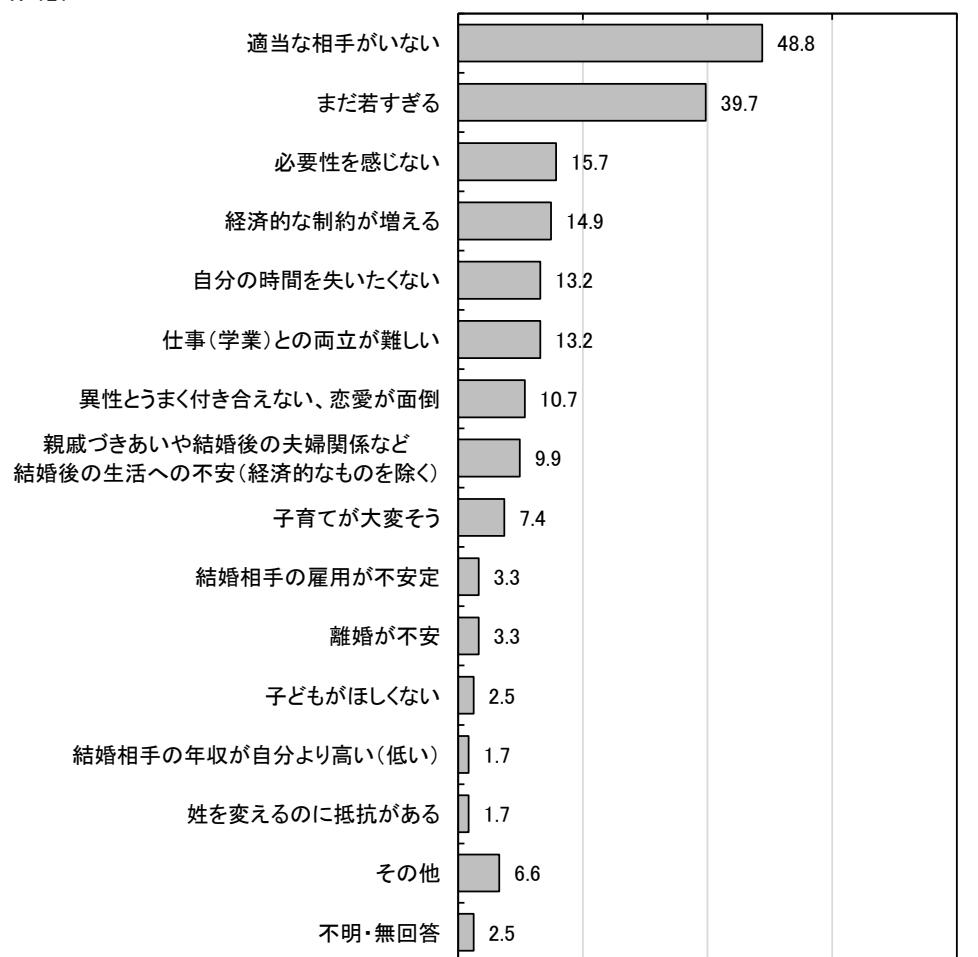
結婚を決めたきっかけ

N=685



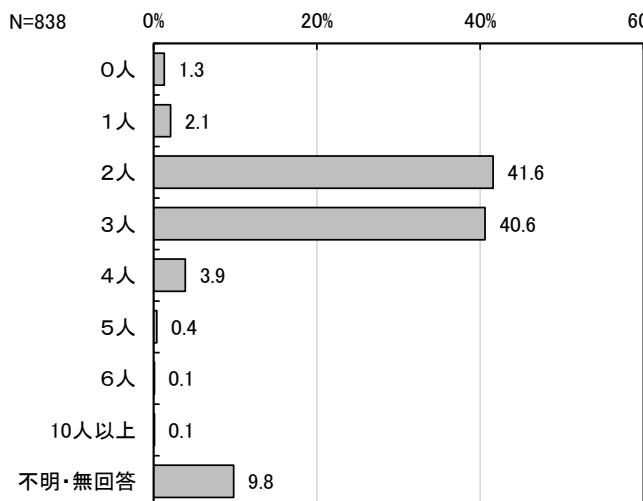
結婚しない理由

N=121

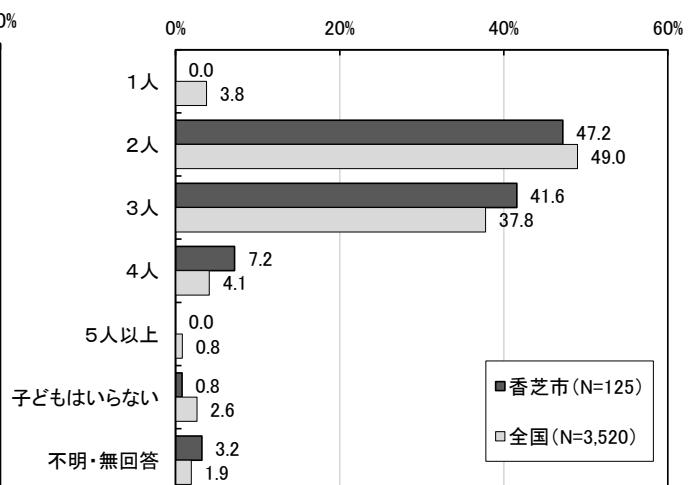


「①理想とする子どもの人数」「②実際に予定している（いた）子どもの人数」
「③現在の子どもの人数」

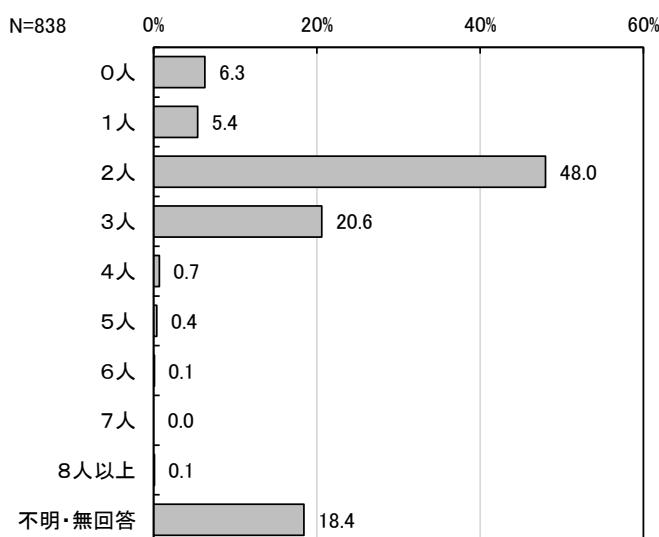
①理想の子どもの数



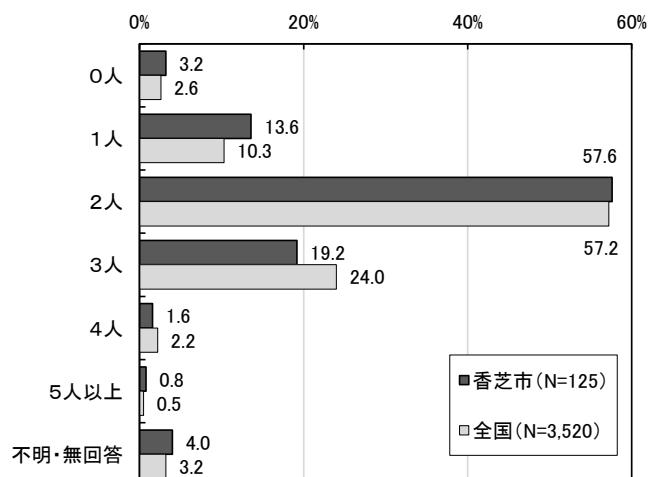
(39歳以下の有配偶者のみの回答)



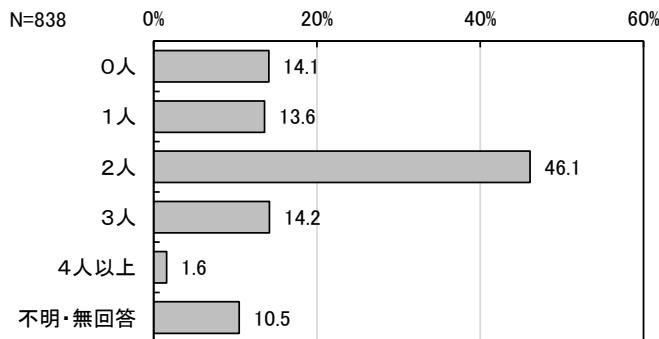
②実際に予定している（いた）子どもの数



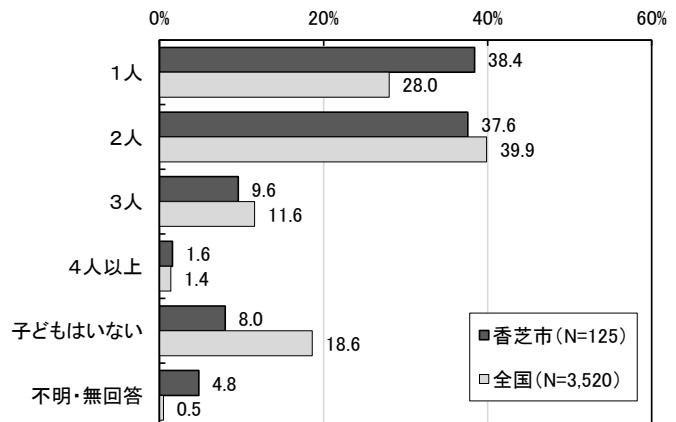
(39歳以下の有配偶者のみの回答)



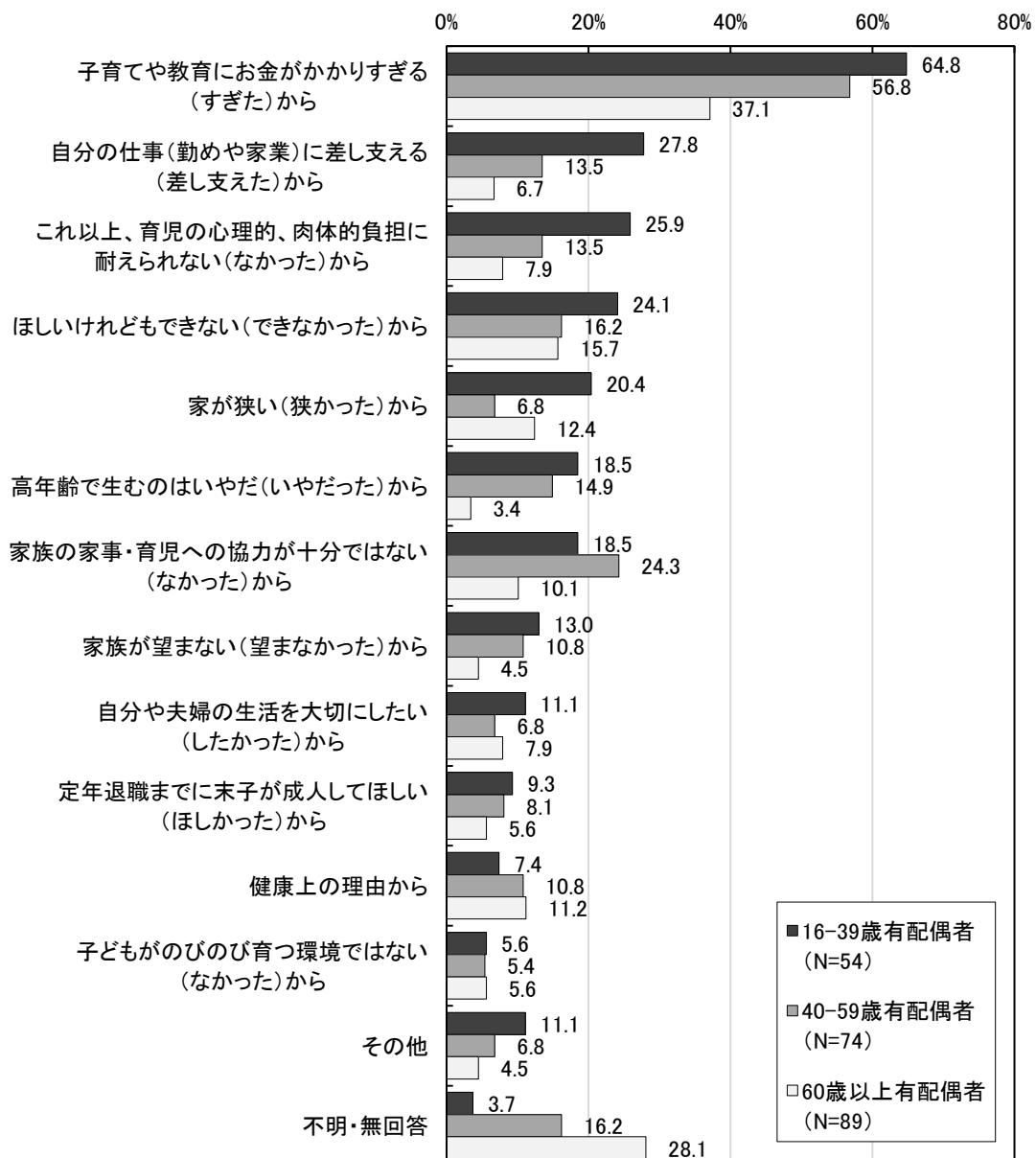
③現在の子どもの数



(39歳以下の有配偶者のみの回答)



年齢別にみた有配偶者の理想より少ない子ども数になった理由



第3章 人口に関する香芝市の課題

1. 人口の現状分析からみた課題

(1) 総人口と年齢別人口

本市の人口は一貫して増加を続けていますが、高齢者人口（65歳以上）の割合は年々高まっており、高齢化は今後も進展していくものと予想されます。介護や単身高齢者の孤立といった高齢者を巡る諸問題への対応も重要となります。

(2) 人口移動

現状では、進学・就職等による若年者の転出超過となる一方、20歳代後半から30歳代にかけての子育て世代の転入が多くなっています。

本市の年齢構成を保つためには、若年層の転出を抑える一方、子育て世代の転入を今後も維持していくことが求められます。

(3) 出生

合計特殊出生率は国・県より良好に推移しています。しかし、希望する子どもの数と実際の子どもの数には乖離が見られるため、子育て支援や多子家庭の支援等により、希望どおりに複数の子どもを産みやすい環境づくりが望まれます。

(4) 仕事

住民の従業地を見ると、大半が市外で就業しておりベッドタウンとしての特徴を示しています。一方で、本市から通える範囲での就業を容易にすることで、市内に居住し続ける若年者の増加が見込めます。

女性の労働力率を見ると、国・県よりも低くなっています。結婚・出産・育児等をきっかけに、いわゆる専業主婦となる女性の比率が高いことがうかがえます。ベッドタウンとして職住の分離が進む場合、子育ての負担が女性のみに偏りがちとなり、そのことが仕事と子育ての両立を難しくさせている可能性もあります。住みやすく、子育てのしやすいまちづくりを進める上で、女性の就労支援や仕事と子育ての両立支援についても、取り組む必要があると考えられます。

2. 人口問題が地域の将来に与える影響について

日本全体で人口の減少が続くことは、本市における住民生活、地域経済、自治体経営等に大きな影響を与えると考えられます。特に本市において大きな課題となる点を中心に考察します。

(1) 高齢化の進展による影響

本市においては、当分の間人口増が続きますが、このままの状況で推移した場合、2040年ごろには高齢化率が30%を超える水準まで増加することが予想されます。老々介護や単身高齢者の増加、自家用車を利用できなくなったことなどによる高齢者の生活困難の問題もこれまで以上に大きな課題となることが予想されます。

(2) 少子化の進展による影響

直近の状況をふまえた推計においては、年少人口（0～14歳）は国・県の平均値を上回っていますが、2040年には2010年から16%減、2060年には2010年の25%減になる※ことが予想され、長期的に見ると減少傾向にあります。年少人口の減少は、小中学校の統廃合といった学校教育へ影響を及ぼす可能性も懸念されます。また、学校の統廃合が、子育て世帯の可住地域を狭める可能性もあり、地域コミュニティの維持とも関わる問題となります。

(3) 地域の生活インフラへの影響

人口減少は、スーパー・マーケットや小売店の撤退・廃業につながります。周辺住民にとっては、住環境の利便性低下に直結する問題であり、これは転入者の減少にもつながります。また、市内に8つの鉄道駅を有する本市においては、電車の利用者減少が交通インフラの存続にも関わる問題となります。

(4) 市財政への影響

生産年齢人口（15～64歳）が減少すると、住民税等の収入の減少が見込まれます。また、高齢化が進み、医療や福祉のニーズが高まるなかで、住民負担や行政負担の増加が見込まれます。

公共施設や道路、上下水道等の維持管理についても、利用人口が減少することで、施設の維持管理費、補修費等の行政負担が過重となっていくことが考えられます。

※年少人口の推計は2010年13,499人、2040年11,323人、2060年10,132人

3. 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

人口の将来展望や、各種施策の有効性を検討する材料の一つとして、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析を行います。国の手引き※において示されている手法に基づき、社人研推計と2つのシミュレーション結果を比較することで、自然増減と社会増減が将来人口に及ぼす影響度の大きさを判定します。

■シミュレーションの方法

	シミュレーションの考え方	分析方法
パターン2 (自然増減の影響)	パターン1（社人研推計準拠）をベースに、合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定。（※出生率が2.1に達した後は、その水準で推移すると仮定）	パターン1（社人研推計準拠）とパターン2を比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度が分析できます。パターン1から出生に関する仮定のみを変更したパターン2が、社人研推計と比較して大きいほど、出生による影響が大きいと考えられます。
パターン3 (社会増減の影響)	社人研推計において、合計特殊出生率が2030年までに人口置換水準まで上昇し（パターン2）、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定。	パターン2とパターン3を比較することで、将来人口に及ぼす移動の影響度が分析できます。パターン2の推計から移動に関する仮定のみを変更したパターン3が、パターン2と比較して大きいほど、移動による影響度が大きいと考えられます。

■影響度の判定方法

	計算方法	影響度の評価基準
自然増減の影響度	【パターン2の2040年の総人口／パターン1の2040年の総人口】の数値に応じて、右の5段階に整理。	「1」=100%未満 「2」=100～105% 「3」=105～110% 「4」=110～115% 「5」=115%以上の増加
社会増減の影響度	【パターン3の2040年の総人口／パターン2の2040年の総人口】の数値に応じて、右の5段階に整理。	「1」=100%未満 「2」=100～110% 「3」=110～120% 「4」=120～130% 「5」=130%以上の増加

* 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局『「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について』（平成26年10月20日）

■香芝市における自然増減・社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	パターン2の2040年推計人口=83,833（人） パターン1の2040年推計人口=81,325（人） $\Rightarrow 83,833 \text{ (人)} / 81,325 \text{ (人)} = 103.1\%$	2
社会増減の影響度	パターン3の2040年推計人口=76,561（人） パターン2の2040年推計人口=83,833（人） $\Rightarrow 76,561 \text{ (人)} / 83,833 \text{ (人)} = 91.3\%$	1

本市においては、自然増減の影響度は「2」、社会増減の影響度は「1」となっており、出生率の上昇につながる施策に取り組むことが人口減少を抑えることに効果的であると考えられます。ただし、本市は社会増の状態なので、転出超過になると急激な人口減になると考えられるため、出生率の改善とあわせて、社会増を維持する取り組みを進めることが求められます。

第4章 人口の将来展望—香芝市人口ビジョン

1. 市の将来を展望するにあたっての人口推計

(1) 人口ビジョンとしての推計の考え方

本市の現状に基づく人口推計については、社人研に準拠した推計をすでに示しています。これは、人口の維持、出生率の向上、転出入の改善等について、現状のままの状況が続くと仮定した場合のものといえます。

これまで見てきたように、本市の人口の現状と、そこから導かれる人口推計は、厳しい将来像を示唆するものとなっています。このままでは、本市の人口は2035年をピークに減少に転じることが予想されています。まちの活力を維持し、住みやすい豊かなまちとして次の世代に引き継ぐためには、人口問題に正面から向き合い、市を挙げて取り組むことが求められます。

今後、本市においても、「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口維持のための各種の施策が計画されています。人口の将来を展望するにあたっては、こうした施策の効果を見込み、市としてめざすべきビジョンとしての人口推計を行う必要があります。

そこで、本市のビジョンとして、次のような目標と仮定に基づく人口推計を行います。

香芝市人口ビジョンの考え方

達成目標人口	2060年に約85,000人の人口規模を維持
推計の基本的な考え方	上記の目標人口を達成するために、施策効果として、自然増減と社会増減について以下の仮定を採用します。
自然増減に関する仮定	合計特殊出生率が2025年までに1.8、2030年までに2.1に回復すると仮定します。
社会増減に関する仮定	2005年～2010年の純移動率が2015年～2020年までに定率で0.5倍縮小し、その後はその値で推移する（社会増を維持する）と仮定します。

(2) 人口ビジョンにおける仮定の設定根拠について

①自然増減に関する仮定

国の長期人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率を2030年までに1.8、2040年までに人口置換水準とされる2.07まで回復することを見込んでいます。本市においては、ベッドタウンという特性上、20歳代、30歳代の若年層における有配偶率が高く（独身者が少なく）、子どもを持つ女性の比率が高い傾向にあるため、合計特殊出生率は高く算出されやすいという傾向があります。実際、平成20年～24年の合計特殊出生率は、国・県を上回っています。

また、市民意識調査の結婚・出産に関する設問について、若年層の回答状況を分析したところ、有配偶者が予定している子どもの数は全国平均をやや下回る一方で、有配偶者が理想とする子どもの数は、全国平均を上回っており、出生率の改善可能性は大きいことがうかがえます。市民意識調査の結果に基づき、子どもの数について、若年層の希望がかなえられたと仮定したときの合計特殊出生率を試算すると2.36となります。

以上のことから、子育て支援策の充実等を通じて若年層の出産・子育ての希望がかなうまちづくりを進めることで、出生率の大幅な向上を図ることは十分可能だと考えられます。

②出生率に関する補足事項

市民意識調査において、若年者（39歳以下）の有配偶者（「結婚している」と回答した人）の理想子ども数、予定子ども数、現在の子ども数、独身者（「結婚したことはない」または「配偶者と離別・死別したまま」と回答した人）の理想子ども数、現在の子ども数の平均値は以下の表のとおりです（独身者の予定子ども数については全国調査では尋ねておらず、本調査でも無回答が多いため除外しています）。全国調査と比較すると、理想子ども数は全国より高くなっています。一方で、予定の子ども数は全国より少なくなっています。

この結果から本市の若年世代のコーホート合計特殊出生率（同一世代に属する女性が一生に生む子どもの数）を推計すると、1.71となり、さらにこの世代の理想が十分にかなえられると仮定した場合は2.36まで上昇します。人口動態保健所・市町村別統計によると、平成20年～平成24年の本市の合計特殊出生率は1.57となっており、今後上昇の余地があると考えられます。

有配偶者	理想子ども数	予定子ども数	現在の子ども数
香芝市	2.56	2.06	1.56
全国	2.41	2.15	1.49

独身者	理想（希望）子ども数	現在の子ども数
香芝市	2.07	0.18
全国	1.86	-

※いずれも39歳以下の回答で比較。全国調査では独身者については「希望の子ども数」と表現されている。なお、全国調査については、有配偶者の年齢は妻の年齢を基準としているため、本調査とは若干のずれがあることが考えられる。

◎市民意識調査から算出される若年者（39歳以下）のコーホート合計特殊出生率の推計値

※有配偶者については予定子ども数が達成されると仮定。独身者については、現在の子ども数に加えて、希望子ども数の半分が達成されると仮定。

若年者（39歳以下）合計特殊出生率

$$= \{A \times C + (D + E \times 0.5) \times F\} / (C + F)$$

$$= \{2.06 \times 125 + (0.18 + 2.07 \times 0.5) \times 87\} / (125 + 87) = \underline{\underline{1.71}}$$

◎若い世代の希望がかなえられた場合のコーホート合計特殊出生率の推計値

※有配偶者については理想子ども数が達成され、独身者については希望子ども数が達成されると仮定。

若年者（39歳以下）の合計特殊出生率

$$= (B \times C + E \times F) / (C + F)$$

$$= (2.56 \times 125 + 2.07 \times 87) / (125 + 87) = \underline{\underline{2.36}}$$

A：有配偶者予定子ども数

D：独身者現在の子ども数

B：有配偶者理想子ども数

E：独身者理想子ども数

C：有配偶者数

F：独身者数

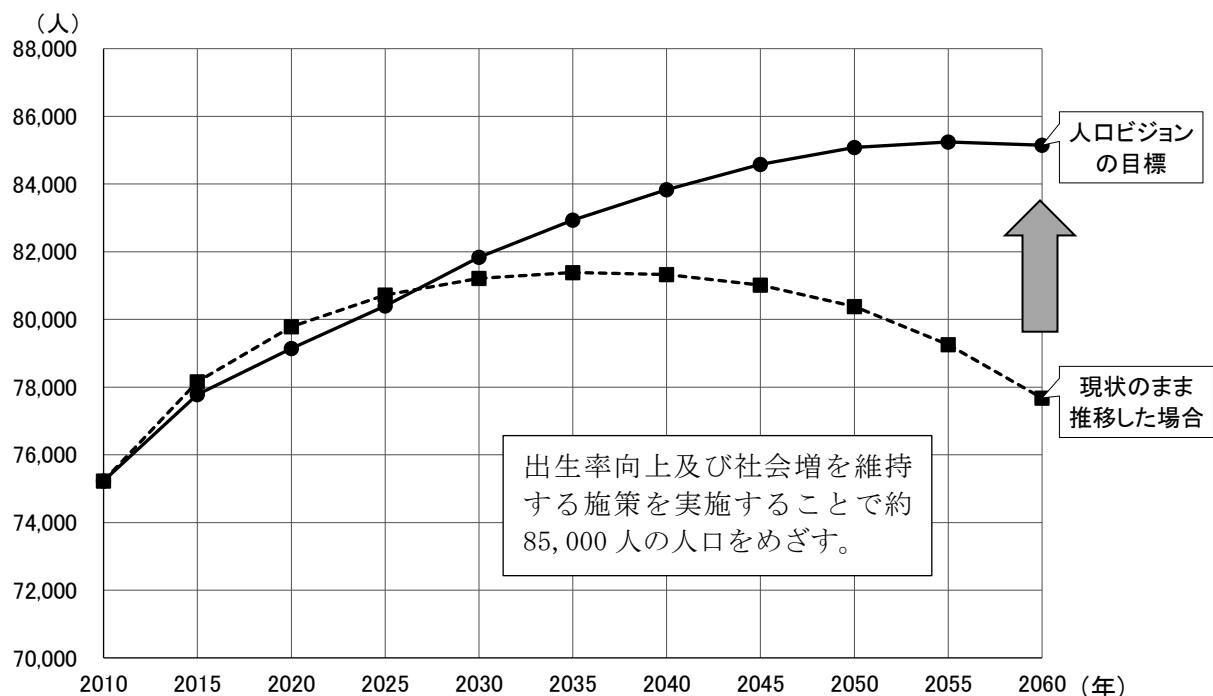
③社会増減に関する仮定

社人研推計に基づく仮定（2005年～2010年の純移動率が2015年～2020年までに定率で0.5倍縮小）となっています。しかし、本市の2015年までの人口の推移を見ると、純移動では社人研推計をやや上回っています。今後、純移動率の低下や、高齢層の都心回帰等による社会増の低下の恐れがありますが、定住促進策を充実させるとともに、子育て・教育の充実と住みよいまちづくりを通じて、若年層に選ばれるまちづくりを進めることで、社会増を維持することが可能だと考えられます。

（3）人口の将来展望

香芝市人口ビジョンの目標と仮定に基づいた人口推計は次のようにになります。総合戦略の推進によって人口維持を図り、2060年に人口約85,000人を維持することをめざします。

香芝市人口ビジョン



資料

1. 香芝市人口ビジョンにおける推計の詳細

(人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	75,229	77,780	79,137	80,398	81,835	82,933	83,833	84,575	85,083	85,242	85,147
0~4歳	4,302	3,910	3,640	4,001	4,617	4,646	4,716	4,736	4,641	4,535	4,579
5~9歳	4,740	4,450	3,988	3,711	4,075	4,696	4,718	4,789	4,809	4,712	4,605
10~14歳	4,407	4,801	4,482	4,018	3,737	4,102	4,724	4,747	4,818	4,838	4,741
15~19歳	3,937	4,376	4,770	4,453	3,990	3,711	4,073	4,690	4,713	4,784	4,803
20~24歳	3,380	3,915	4,396	4,796	4,476	4,005	3,723	4,086	4,705	4,728	4,799
25~29歳	3,897	3,482	4,022	4,509	4,911	4,587	4,100	3,812	4,183	4,817	4,840
30~34歳	5,258	4,338	3,769	4,302	4,783	5,168	4,828	4,317	4,014	4,405	5,072
35~39歳	7,013	5,563	4,523	3,939	4,458	4,933	5,304	4,955	4,431	4,120	4,521
40~44歳	6,012	7,093	5,601	4,564	3,977	4,488	4,957	5,330	4,979	4,453	4,140
45~49歳	4,744	5,973	7,038	5,562	4,535	3,953	4,457	4,923	5,294	4,946	4,422
50~54歳	3,901	4,693	5,903	6,957	5,501	4,487	3,912	4,411	4,873	5,239	4,896
55~59歳	4,418	3,836	4,611	5,804	6,840	5,411	4,418	3,852	4,342	4,797	5,157
60~64歳	5,443	4,336	3,758	4,516	5,684	6,698	5,304	4,331	3,777	4,254	4,701
65~69歳	4,566	5,231	4,178	3,627	4,362	5,498	6,478	5,131	4,191	3,655	4,115
70~74歳	3,471	4,291	4,951	3,962	3,445	4,148	5,240	6,173	4,890	3,995	3,485
75~79歳	2,420	3,117	3,879	4,523	3,630	3,168	3,825	4,837	5,693	4,511	3,688
80~84歳	1,773	2,118	2,699	3,376	4,003	3,230	2,836	3,418	4,331	5,092	4,037
85~89歳	971	1,372	1,635	2,099	2,651	3,229	2,626	2,299	2,764	3,513	4,122
90歳以上	576	886	1,291	1,680	2,161	2,776	3,592	3,738	3,636	3,848	4,423
0~14歳	13,449	13,161	12,110	11,730	12,429	13,444	14,159	14,272	14,268	14,086	13,925
15~64歳	48,003	47,604	48,394	49,402	49,155	47,440	45,076	44,707	45,310	46,542	47,352
65歳以上	13,777	17,016	18,633	19,266	20,251	22,049	24,598	25,596	25,505	24,614	23,869
75歳以上	5,740	7,494	9,503	11,678	12,444	12,403	12,879	14,292	16,425	16,964	16,270
0~14歳	17.9%	16.9%	15.3%	14.6%	15.2%	16.2%	16.9%	16.9%	16.8%	16.5%	16.4%
15~64歳	63.8%	61.2%	61.2%	61.4%	60.1%	57.2%	53.8%	52.9%	53.3%	54.6%	55.6%
65歳以上	18.3%	21.9%	23.5%	24.0%	24.7%	26.6%	29.3%	30.3%	30.0%	28.9%	28.0%
75歳以上	7.6%	9.6%	12.0%	14.5%	15.2%	15.0%	15.4%	16.9%	19.3%	19.9%	19.1%
合計特殊出生率		1.57	1.57	1.80	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10
出生数（5年計）		3,910	3,640	4,001	4,617	4,646	4,716	4,736	4,641	4,535	4,579
自然増減（5年計）		1,171	409	322	514	198	20	-115	-355	-781	-1,106
社会増減（5年計）		1,380	947	940	923	900	880	857	863	940	1,011

※推計人口については、小数点以下を含めて算出されているものを、整数に丸めた数値で示しています。そのため、表内または本文中の推計人口グラフにおける総人口や年齢区分別人口と、各年齢段階別の推計人口が、若干合わない場合があります

2. 現状に基づく推計（社人研準拠）の詳細

(人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	75,229	78,157	79,784	80,723	81,213	81,387	81,325	81,015	80,377	79,252	77,679
0-4 歳	4,302	4,287	3,904	3,671	3,677	3,741	3,762	3,671	3,495	3,303	3,207
5-9 歳	4,740	4,450	4,373	3,979	3,739	3,740	3,798	3,820	3,728	3,549	3,354
10-14 歳	4,407	4,801	4,482	4,405	4,007	3,764	3,762	3,821	3,843	3,751	3,571
15-19 歳	3,937	4,376	4,770	4,453	4,375	3,980	3,736	3,735	3,794	3,816	3,724
20-24 歳	3,380	3,915	4,396	4,796	4,476	4,390	3,993	3,749	3,747	3,806	3,828
25-29 歳	3,897	3,482	4,022	4,509	4,911	4,587	4,495	4,087	3,837	3,836	3,897
30-34 歳	5,258	4,338	3,769	4,302	4,783	5,168	4,828	4,733	4,304	4,041	4,039
35-39 歳	7,013	5,563	4,523	3,939	4,458	4,933	5,304	4,955	4,858	4,418	4,148
40-44 歳	6,012	7,093	5,601	4,564	3,977	4,488	4,957	5,330	4,979	4,882	4,439
45-49 歳	4,744	5,973	7,038	5,562	4,535	3,953	4,457	4,923	5,294	4,946	4,848
50-54 歳	3,901	4,693	5,903	6,957	5,501	4,487	3,912	4,411	4,873	5,239	4,896
55-59 歳	4,418	3,836	4,611	5,804	6,840	5,411	4,418	3,852	4,342	4,797	5,157
60-64 歳	5,443	4,336	3,758	4,516	5,684	6,698	5,304	4,331	3,777	4,254	4,701
65-69 歳	4,566	5,231	4,178	3,627	4,362	5,498	6,478	5,131	4,191	3,655	4,115
70-74 歳	3,471	4,291	4,951	3,962	3,445	4,148	5,240	6,173	4,890	3,995	3,485
75-79 歳	2,420	3,117	3,879	4,523	3,630	3,168	3,825	4,837	5,693	4,511	3,688
80-84 歳	1,773	2,118	2,699	3,376	4,003	3,230	2,836	3,418	4,331	5,092	4,037
85-89 歳	971	1,372	1,635	2,099	2,651	3,229	2,626	2,299	2,764	3,513	4,122
90 歳以上	576	886	1,291	1,680	2,161	2,776	3,592	3,738	3,636	3,848	4,423
0-14 歳	13,449	13,538	12,758	12,055	11,423	11,244	11,323	11,313	11,067	10,603	10,132
15-64 歳	48,003	47,604	48,394	49,402	49,540	48,094	45,404	44,106	43,805	44,035	43,677
65 歳以上	13,777	17,016	18,633	19,266	20,251	22,049	24,598	25,596	25,505	24,614	23,869
75 歳以上	5,740	7,494	9,503	11,678	12,444	12,403	12,879	14,292	16,425	16,964	16,270
0-14 歳	17.9%	17.3%	16.0%	14.9%	14.1%	13.8%	13.9%	14.0%	13.8%	13.4%	13.0%
15-64 歳	63.8%	60.9%	60.7%	61.2%	61.0%	59.1%	55.8%	54.4%	54.5%	55.6%	56.2%
65 歳以上	18.3%	21.8%	23.4%	23.9%	24.9%	27.1%	30.2%	31.6%	31.7%	31.1%	30.7%
75 歳以上	7.6%	9.6%	11.9%	14.5%	15.3%	15.2%	15.8%	17.6%	20.4%	21.4%	20.9%
合計特殊出生率		1.72	1.68	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66	1.66
出生数（5年計）		4,287	3,904	3,671	3,677	3,741	3,762	3,671	3,495	3,303	3,207
自然増減（5年計）		1,548	672	-9	-425	-708	-935	-1,179	-1,499	-2,010	-2,474
社会増減（5年計）		1,380	955	948	916	881	873	869	860	885	900

※推計人口については、小数点以下を含めて算出されているものを、整数に丸めた数値で示しています。そのため、表内または本文中の推計人口グラフにおける総人口や年齢区分別人口と、各年齢段階別人口の合計が、若干合わない場合があります

香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年3月改訂版

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

本格的な人口減少社会の到来に臨むわが国において、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中の是正をめざし、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。ここでは、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することの重要性がうたわれ、国・地方自治体がまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、地方創生に関する施策の基本的方向性や具体的施策が掲載される「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について定められています。

すでに国においては、平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の見直しを行い、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015 改訂版」が平成27年12月に閣議決定されました。また、奈良県においても平成27年12月に「奈良県地方創生総合戦略」が策定されています。

本市においては、平成27年12月時点でも人口が増加していることから、人口減少は喫緊の課題とはいえません。しかし、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した内閣府の推計によると、本市の人口は、平成22年の国勢調査時点における75,229人から、平成47年の81,387人をピークに徐々に減少し、平成72年には77,679人となることが予想されています。

また、人口は増加するものの、若年層の増加が伸び悩む一方で高齢者層の人口が増加するため、急激な高齢化の進行が予想されています。

こうした市の現状や国・県の動向をふまえ、香芝市におけるまち・ひと・しごと創生の基本的な方向性と具体的な取り組みについて定めた、「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「本総合戦略」という。）をここに策定します。

2. 総合戦略の位置づけと期間

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に規定される「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。策定にあたっては、国の総合戦略における基本目標や施策の方向性をふまえるとともに、第4次香芝市総合計画と整合するものとしています。

本総合戦略の最終的な目標は、「香芝市人口ビジョン」において示されたまちの将来像を実現させることです。人口ビジョン達成に向けた施策の方向性や具体的な取り組みについて、平成27年度から令和2年度までの6年間を計画期間として定めたものであり、施策の進捗状況や本市における社会経済状況等をふまえて、必要に応じて見直すものとします。

また、平成23年度からの10年間についての目標を示した「第4次香芝市総合計画」は、基本構想部分は議会の議決を経て、基本計画部分はパブリックコメントを経て策定されました。本総合戦略の策定にあたっては、第4次香芝市総合計画後期基本計画の策定と一体的に行い、全庁的な施策の推進を図ります。

3. 総合戦略策定の基本方針

(1) 人口ビジョンの達成

「香芝市人口ビジョン」では、2060 年に約 85,000 人の人口を維持することを掲げています。この目標人口を達成するためには、人口推計上本市の合計特殊出生率を 2025 年までに 1.8、2030 年までに 2.1 に上昇させが必要となります。2020 年の段階で求められる合計特殊出生率を出生数に換算すると、1 年当たり約 730 人となります。

また、社会移動（転入・転出）については、毎年約 200 人の社会増を維持しておくことが求められます。これらを達成して人口ビジョンを実現させることが、本総合戦略において最も中心的な課題です。そこで、本総合戦略における成果目標を以下のように定めます。

香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略 目標

- ①2030 年に合計特殊出生率 2.1
- ②人口の社会増（※）を維持する
- ③2060 年に約 85,000 人の人口

※転出者より転入者が多い状態

(2) 政策5原則をふまえた施策の推進

国の総合戦略においては、①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造 ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法 ③効果検証を伴わない「バラマキ」 ④地域に浸透しない「表面的」な施策 ⑤「短期的」な成果を求める施策といった従来の政策の反省から「まち・ひと・しごと創生」政策5原則として、以下が示されています。本総合戦略についても、この原則に則って施策を推進します。

①自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようとする。

②将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置くこととする。

③地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。

④直接性

限られた財源や時間のなかで、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

明確なP D C Aメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うこととする。

(3) 評価指標の設定

総合戦略の策定にあたっては、施策の効果を数値によって客観的に検証できるK P I (Key Performance Indicators : 重要業績評価指標) を設定し、P D C Aサイクルによる施策の推進が求められています。行政が何を行ったか（アウトプット）ではなく、その施策によって地域にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）を測定する指標の設定を原則とし、数値による計画の評価と見直しを重ねながら、実効性のある施策の推進を図ります。

(4) 総合戦略策定の体制

総合戦略の策定にあたり、本市では次の機関を置き、全庁的な戦略の策定・推進体制を整備するとともに、住民・関係団体等の意見を幅広く反映することで、市を挙げて総合戦略の推進に取り組みます。

①香芝市まち・ひと・しごと創生本部

総合戦略の策定・推進組織として、市長を本部長とする香芝市まち・ひと・しごと創生本部を置き、全庁的な推進体制を構築します。総合戦略の策定・見直しの最終決定機関となります。

②香芝市都市経営市民会議

各分野（産業・行政・教育・金融・住民等）の代表者からなる組織において、総合戦略の策定・推進に関する幅広い知見を集約するとともに、本市と民間とが連携した施策の推進を図ります。

第2章 めざす将来像と4つの基本目標

1. めざす市の将来像

本市の第4次総合計画において掲げる都市の将来像である「笑顔と元気!! 住むなら かしば」を本総合戦略においてもめざすまちの将来像として共通の目標とし、各種施策を実施していきます。

2. 基本目標

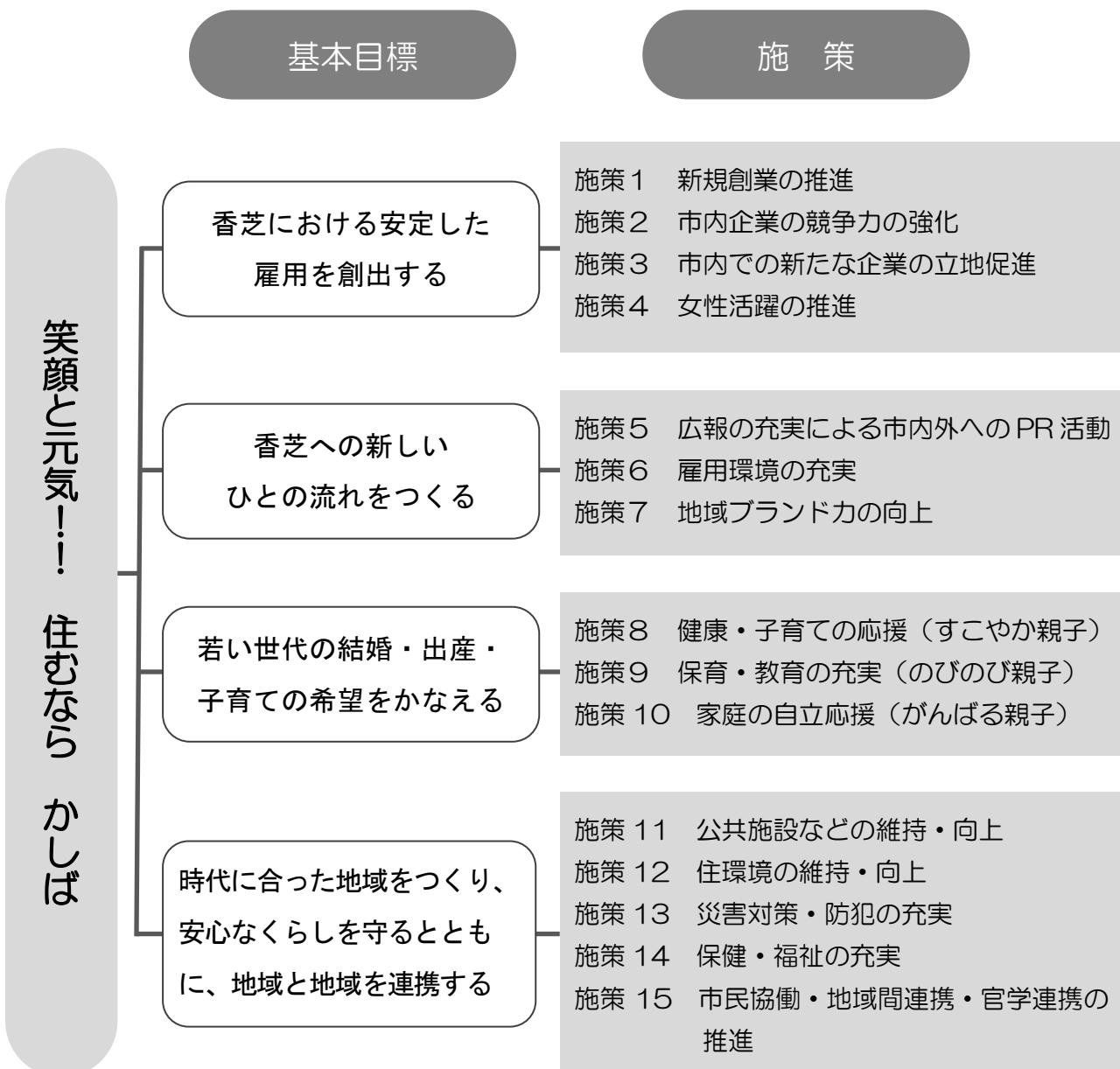
このようなまちづくりを進める上で、本総合戦略においては、国の総合戦略に掲げられた4つの基本目標に対応する形で基本目標を設定し、その基本目標に基づく施策の展開を計画しています。

香芝市の基本目標	国の基本目標
①香芝における安定した雇用を創出する	①地方における安定した雇用を創出する
②香芝への新しいひとの流れをつくる	②地方への新しいひとの流れをつくる
③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

第3章 具体的施策と評価指標

本総合戦略の期間における基本目標や施策の取り組みの方向性、主な事業について、評価指標とともに示します。

■香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略 施策体系図



基本目標1 香芝における安定した雇用を創出する

住宅都市として人口増加を続けてきた本市は、これまで市内での雇用の場に恵まれてきたとは言いがたく、若年層の流出は仕事を市外に求めた影響も大きいと考えられます。

本市の実情に応じた形で市内の産業の振興を図り、安定した雇用を創出することで若年層の人口流出に歯止めをかけることをめざします。

■数値目標

指標	基準値	目標値
市民意識調査による就労・雇用環境に関する不満の割合	12.2% (平成27年度)	10.0% (令和2年度)

■施策とKPI

施策とKPI	目標(R2)
施策1 新規創業の推進	
新規創業資金融資制度利用者数	60人
創業促進補助金利用者数	25人
商工会主催の創業セミナー参加者数	22人
施策2 市内企業の競争力の強化	
設備投資促進補助金利用件数	32件
産学連携促進事業により新商品の開発等に成功した件数	11件
特許及び実用新案取得件数	14件
施策3 市内での新たな企業の立地促進	
新規企業立地件数	8件
施策4 女性活躍の推進	
審議会等における女性登用率	30.0%
行動計画策定企業数	10件

施策1 新規創業の推進

本市は、平成26年10月に奈良県では初めて「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」の認定を受けることができ、現在、それに基づき、市商工会とも連携をして、様々な創業支援のための施策展開を行っています。これらの制度を利用して、創業に取り組む人が増加しつつありますが、若者・女性などの創業の志を持つ人への支援、創業後の継続的な支援体制などの充実にも取り組んでいく必要があります。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・創業促進事業補助制度

具体的な計画を有する創業予定者に対して、空き店舗等で事業所を開設するための賃貸並びに設備工事及び備品等の経費について補助を行います。

・創業支援アドバイザー派遣制度

市内での創業者及び創業予定者に対し、様々な経営課題の解決のために専門家からの診断や助言等を個別に相談できるアドバイザーを派遣します。

・創業資金融資利子及び保証料補給制度

市の融資制度として創業者及び創業予定者に対し、利子及び保証料の一部を補給します。

・創業支援のためのセミナーの開催

創業予定者が専門的知識を身につけることができる市商工会実施のセミナーを支援します。

■施策のKPI（目標値）

新規創業資金融資制度 利用者数（人）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	—	7	—		60			
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課								
算出方法（指標説明）：市の新規創業資金融資制度を利用して創業した人の数								
創業促進補助金 利用者数（人）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	—	—	—		25			
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課								
算出方法（指標説明）：市の創業促進補助金を利用して創業した人の数								
商工会主催の創業 セミナー参加者数（人）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	0	0	12		22			
所管課：商工振興課 データの出典：市商工会								
算出方法（指標説明）：市商工会主催の創業セミナーに参加して創業した人の数								

施策2 市内企業の競争力の強化

本市では、今まで住宅都市として発展してきたため、商工業関係については、必ずしも強くはありませんでした。このようなことから、本市では、近年、商工業振興関係のための各種制度の充実を図っているところです。企業ニーズの動向も見ながら、商品力及び人材力の強化、情報発信に引き続き積極的に取り組んでいきます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・中小企業設備投資促進

新事業活動に伴い経済好循環に結びつく設備投資、企業が市内に定着するための環境配慮型の設備投資を促進する補助制度を実施します。

・産学連携促進

企業のニーズと大学等のシーズを結びつけ、大学等の知的資源を活かした企業の競争力の強化に努め、必要経費の一部を補助します。

・中小企業特許等取得支援事業

企業の特許及び実用新案の取得申請にかかる必要経費の一部を補助します。

・市内産業のアピール

市内企業の情報発信、企業間のマッチング、企業と市民のふれあいの場としての「かしば産業展」事業を継続的に開催するとともに、市商工会と連携した「プレミアム商品券」の発行についての支援を行います。

■施策のKPI（目標値）

設備投資促進補助金 利用件数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考
—	5	—	—	→	32	H26年度からの累計
所管課：商工振興課	データの出典：商工振興課					
算出方法（指標説明）：市の補助金制度を利用して設備投資をした企業の数						
産学連携促進事業によ り新商品の開発等に成 功した件数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考
—	0	2	—	→	11	H26年度からの累計
所管課：商工振興課	データの出典：商工振興課					
算出方法（指標説明）：市の補助金制度を利用して開発された新商品等の数						
特許及び実用新案取 得件数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考
—	—	—	—	→	14	H25年度からの累計
所管課：商工振興課	データの出典：市商工会					
算出方法（指標説明）：市の補助金制度を利用して申請のなかで、特許及び実用新案を取得した件数						

施策3 市内での新たな企業の立地促進

市内での産業振興のためには、市内の既存企業の競争力の強化、新規創業の促進とともに、市内での新たな企業の立地を促進していく必要があります。このため、平成27年12月に「香芝市企業立地推進条例」を制定しました。市外からの企業の誘致に取り組むとともに、市内企業の移設・増設・建替えについての支援を行っていきます。補助金対象とする業種については、奈良県の企業立地施策と連動しつつ、市民ニーズ、市のまちづくりの方向性等、総合的に勘案したうえで決定していきます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・市外からの企業誘致の推進

市外から市内に新たに立地する企業に対して、立地実現のための事前相談を行うとともに、立地推進のために固定資産投資額の一定割合、固定資産税相当額、市民の雇用に対しての補助金を交付します。

・市内企業の移設・増設・建替えの支援

市内で移設・増設・建替えを検討する企業に対して立地実現のための事前相談を行うとともに、立地推進のために固定資産投資額の一定割合、固定資産税相当額、市民の雇用に対しての補助金を交付します。

・事業用地登録制度の実施

市は、工場・倉庫・事務所・店舗等の用に供するため売却または賃貸を予定している市内の土地または建物に係る情報を登録し、市内に立地を希望する者に当該情報を提供します。

■施策のKPI（目標値）

新規企業立地件数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考
	—	—	—		8	
所管課：商工振興課	データの出典：商工振興課					
算出方法（指標説明）：香芝市企業立地推進条例の補助制度を活用して新たに立地した企業の数						

施策4 女性活躍の推進

国の成長戦略において、わが国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものであるとされています。

また、これを具体化していくための新たな総合的な枠組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が平成27年8月に成立しています。

男女共同参画社会づくりの一環としても、女性が持つ能力を最大限に発揮できるまちづくりに努めていく必要があります。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・男女共同参画の推進

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民・企業への啓発活動などに取り組むとともに、企業に対して「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定を促進します。

・女性の就職支援

ハローワーク等と連携して、出産・子育てなどで離職をされた女性の再就職を支援するためのセミナーを開催します。

■施策のKPI（目標値）

審議会等における女性登用率（%）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	27.9	27.0	—		30.0			
所管課：市民協働課 データの出典：市民協働課								
算出方法（指標説明）：市の審議会等における女性委員数／市の審議会等における委員数								
行動計画策定企業数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	—	—	—		10			
所管課：市民協働課 データの出典：市民協働課								
算出方法（指標説明）：女性活躍推進法による「事業主行動計画」を策定した市内企業数								

基本目標2 香芝への新しいひとの流れをつくる

大阪への通勤に便利な住宅都市として発展した本市は、人口の社会増により今まで人口増加を続けています。区画整理等による住宅供給に起因する人口増加にも一旦の目処がついた今、住むまちとしての魅力はそのままに、新しく「訪れるまち」・「働くまち」としての魅力を高め、戦略的な情報発信を行うことにより、人口流入の増加と転出の減少を図り、人口の社会増を維持することに努めます。

■数値目標

指標	基準値	目標値
市民意識調査による 市に愛着を感じる人の割合*	67.1% (平成27年度)	70.0% (令和2年度)

■施策とKPI

施策とKPI	目標(R2)
施策5 広報の充実による市内外へのPR活動	
市ホームページのアクセス数	250,000件
施策6 雇用環境の充実	
合同企業説明会参加者数	50人
合同企業説明会参加により市内企業に就職した人の数	10人
施策7 地域ブランド力の向上	
地域ブランド商品開発数	22件
香芝市に魅力を感じる人の割合	99.0%
遊休農地における米（酒米）作付面積	30a

* 「愛着を感じる」「どちらかと言えば愛着を感じる」の合計

施策5 広報の充実による市内外へのPR活動

本市の人口増の要因である人口の社会増の水準を長期的に保ち、市の人口を維持するためには、市外からの転入促進を図るとともに、市内からの転出抑制を図る必要があります。

そのために、現在本市にお住まいの方に、子育て施策や雇用創出施策等の市政情報はもとより、本市の歴史・文化・自然・地域の伝統・人のぬくもりなど幅広い地域情報を発信し、地域の一体感を醸成しつつ、市への愛着や誇りを育て、「笑顔と元気!! 住むなら かしば」を実感していただくことをめざします。

そして、育まれた郷土愛による市民協働のまちづくりの活性化を図り、市内から市外へ「住み続けたいまちかしば」のイメージの波及をめざします。また、施策ごとに設定するターゲットを的確に把握し、戦略的に情報を発信します。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・広報紙発行事業

各種行政情報や催し物のお知らせといった、市からの情報発信だけにとどまらず、わがまち香芝に愛着を感じてもらえるような充実した情報の発信を行います。

・行政情報の発信（ＨＰ、ＳＮＳなど）

ＨＰやＳＮＳ等を利用し、必要な情報が的確に届くよう、分かりやすく積極的かつ迅速な情報提供を行います。

■施策のＫＰＩ（目標値）

市ホームページのアクセス数（件／年）	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考	
	601,846	750,981	—		250,000		
所管課：ＩＣＴ推進課 データの出典：ＩＣＴ推進課							
算出方法（指標説明）：市ホームページ（トップページ）の年間アクセス数							

施策6 雇用環境の充実

本市は、大阪都市圏への交通利便性に恵まれていることから、住宅都市として発展してきた反面、市内で働く人は多くはないという側面があります。今後も継続的に人口増加を図っていく、また増加をした人口が市内に定着していくためには、市内での雇用の場を増加させていく必要があります。そこで、市内企業の競争力強化、新規創業のための環境づくり、新たな企業の立地促進に取り組んでいきます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・市内企業合同説明会

新たに人材を求める市内企業を一堂に集め、求職者に対しての説明会を開催します。

・多様な働き方の推進

時間や場所にとらわれない働き方に企業が取り組むことができるよう、周知に取り組みます。

・女性の就職支援

ハローワーク等と連携して、出産・子育てなどで離職をされた女性の再就職を支援するためのセミナーを開催します。

・ワークライフバランス・男女共同参画についての市民・企業への周知啓発

女性が活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画の推進や女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定に向けての周知啓発を行います。

■施策のKPI（目標値）

合同企業説明会参加者数（人／年）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考	
	—	34	27		50		
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課							
算出方法（指標説明）：合同企業説明会に参加した求職者の数							
合同企業説明会参加により市内企業に就職した人の数（人）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考	
	—	0	—		10		
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課							
算出方法（指標説明）：合同企業説明会に参加し、市内企業に就職した人の数							

施策7 地域ブランド力の向上

本市の魅力・特性を取り上げた「まちづくり」を推進することが、地域イメージの向上、さらには「地域ブランド力」の向上につながります。今まで進めてきた「住み良さ・暮らしやすさ」に加えて、市民が地域に誇りと愛着を感じ、ふるさと意識を持つこと、市外からは、香芝市のイメージを連想することのできる各種施策の展開に取り組んでいきます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・地域ブランド商品・製品の開発

本市の歴史・文化・自然を活かした商品、特産物、土産物づくりについて市商工会と連携しながら取り組みます。また、産学連携事業、設備投資促進事業などの制度により、市内企業の「地域ブランド」づくりを推進するとともに、「かしば産業展」の場において情報発信に努めます。

・観光振興事業

新たな観光資源として活用できる地域の魅力の発掘とともに観光情報の発信、観光関係のイベントの実施、広域的観点からの取り組みにより、本市への来訪者を増やします。

・地域イベントの実施

市民団体との連携協働により、市民が主体となり地域活性化につながるイベントを行います。

・ふるさとまちづくり寄附金事業

ふるさと納税制度を積極的に活用し、返礼品として市内産品やサービスを広く市外・県外へ提供することにより、産業振興につなげます。

・マスコットキャラクター「カッシー」発信事業

本市のマスコットキャラクターである「カッシー」の関連商品を作成し、市内外の各種イベントを中心にPR活動に努めます。

・「道の駅」全体構想計画策定事業

地域の魅力を発信する場、地域への誘客施設としての「道の駅」整備に向けての構想の策定に着手します。

・自給率向上推進事業及び地産地消の推進

地元産の「大豆と米」を使用して、100%香芝産の素材にこだわった味噌「かしば香るみそ」の製造の拡大・販売の促進及び市内学校給食での使用拡大を図ります。

・遊休農地に耕作する農業者の選定

遊休農地解消活動として農業者と協議を行い、遊休農地において奈良県奨励品種「ひのひかり」の栽培を拡大するとともに、収穫した玄米を使って市内酒造会社の協力のもと純米酒「悠久の光」の醸造販売を推進します。

■施策のKPI（目標値）

地域ブランド商品開発数（件）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	—	—	—		22			
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課								
算出方法（指標説明）：地域ブランド認定件数								
香芝市に魅力を感じる人の割合（%）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	—	—	—		99.0			
所管課：商工振興課 データの出典：商工振興課								
算出方法（指標説明）：市の観光イベントにおいて香芝市の魅力を感じることができた人の割合								
遊休農地における米（酒米）作付面積（a）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	28	0	20		30			
所管課：農業委員会 データの出典：農業委員会								
算出方法（指標説明）：米（酒米）の作付面積								

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本市においては、平成20年度～平成24年度の合計特殊出生率は国や県よりも高い数値となっていますが、将来的な高齢者人口の増加や人口減少は避けられません。

現在、様々な要因により希望どおりに子どもを生み育てることができない方に対し、行政が子育てしやすい環境づくりや適切な支援を行うことにより、希望に沿った形で出産・子育てが行える環境を整え、現在の合計特殊出生率の維持・向上をめざします。

■数値目標

指標	基準値	目標値
0～4歳人口 (10月1日時点)	3,959人 (平成27年度)	3,700人 (令和2年度)

■施策とKPI

施策とKPI	目標(R2)
施策8 健康・子育ての応援（すこやか親子）	
子育て支援事業参加者数	48,400人
児童発達支援サービス利用者数	3,800人
家庭訪問実施率	100%
施策9 保育・教育の充実（のびのび親子）	
学童保育所待機児童数	0人
保育所待機児童数	0人
認定こども園設置件数	9件
施策10 家庭の自立応援（がんばる親子）	
自立支援相談件数	100件
ひとり親家庭自立支援プログラム策定件数	10件

施策8 健康・子育ての応援（すこやか親子）

子育て支援事業（園庭開放・ほっとひろば・すこやか育児相談）は、家庭で子育てされている保護者やその子どもたちにも公立保育所の園庭やリズム室を開放し、子どもが自由に遊ぶのを見守りながら保護者同士が気軽に子育てのことを話し合えるスペースを提供しています。イベント的な催しがないと利用件数が減少していく状況ですが、親同士が集まり、互いの子育てを認め合い、つながりをつくる場として利用者数が増えるような取り組みを検討していきます。

また、公立幼稚園においても未就園児とその保護者を対象とした交流事業を実施しています。

今後は対象年齢や実施回数を拡充するとともに、地域のボランティアにも支援してもらいうながら、子育て支援の輪を広げていきます。

特別な支援を必要とする児童については、乳幼児の健康診査や相談指導等を通じて、早期から適切な療育を行うことが大切です。地域における障がいのある子どもと家族が住み慣れた地域において必要な療育を受けられるよう、支援体制の充実・強化を図ります。

虐待予防のために看護師によるこんにちは赤ちゃん訪問や子育て支援のために助産師などによる妊産婦新生児訪問、ハイリスク支援及び継続支援が必要な方への担当保健師による家庭訪問支援を実施します。

今後も看護師、助産師、保健師の家庭訪問による育児支援を継続し、切れ目のない支援を充実させます。

子どもが、心身ともに健康に育つように、保健センターを中心とした健診事業などのほか、子育てに対する経済的負担の軽減や、不安感や孤立感を和らげることのできるような事業展開に努めています。行政だけでなく、地域や関係機関とも連携を図りながら、子どもとその家族を支えるきめ細かな子育てサポートをめざします。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・地域で子育て応援事業

公立保育所に通う子どもやその保護者だけでなく、家庭で子育てされている保護者やその子どもたちにも広く施設を開放し、ゆとりある豊かな子育てのために役立てるよう園庭開放・ほっとひろば・すこやか育児相談の事業を実施します。また、公立幼稚園において実施する未就園児の交流事業も拡充し、保育所や幼稚園といった社会資源を有効に利用し、子育ての楽しさを実感できるような取り組みを進めます。

・親子の健康づくり推進事業

家庭訪問を行うことにより、家庭での現状を把握し、個々に応じた子育て支援や妊娠・出産・育児に関する相談を実施します。また、親子が健康であるために、様々な健診や乳幼児医療費助成を行います。

・絵本で育む親子のつながり事業

ブックスタート事業やえほんたいむの実施など、絵本を介して、乳幼児のことばと心を育み、親子のコミュニケーションを深めていくための取り組みを進めます。

・虐待対応連携強化事業

家庭で子どもを養育していく上での子育て、いじめ、虐待など子どもに関する様々な問題について関係機関と連携して支援をしていきます。

・障がい児福祉の充実

特別な支援を必要とする児童に対し、関係機関と連携しながら出産前から就学期までの切れ目のない支援の充実に取り組みます。

■施策のKPI（目標値）

子育て支援事業 参加者数（人／年）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	39,965	41,357	—		48,400			
所管課：児童福祉課・こども課 データの出典：児童福祉課・こども課								
算出方法（指標説明）：園庭開放・ほっとひろば・すこやか育児相談・つどいの広場・未就園児交流事業参加者								
児童発達支援サービス 利用者数（人／年）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	811	971	—		3,800			
所管課：社会福祉課 データの出典：社会福祉課								
算出方法（指標説明）：児童発達支援サービス利用者数								
新生児訪問実施率（%）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考		
	100	84.3	—		100			
所管課：児童福祉課・保健センター データの出典：保健センター								
算出方法（指標説明）：新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問／当該年度出生数								

施策9 保育・教育の充実（のびのび親子）

本市の将来像とそれを担う子どもたちの明日を見つめ、子ども自身の発達段階と親のライフステージに対応した0歳から15歳までの切れ目のない総合的なサポート体制を構築します。

特に就学前児への保育・教育の場と放課後の子どもたちの健全な居場所の量的拡大と質的向上を図ることにあわせて、子育ての当事者だけでなく、社会全体で子どもたちの育ちを見守るあたたかなまなざしがあふれる地域づくりをめざします。

「親自身が安心して生み育てる」と「子ども自身が夢を持ってのびのびと育つこと」の大切さを市民全員で共有し、住み続けるまちとして選ばれるまちづくりをめざします。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・放課後児童の居場所づくり総合支援事業

就労する親の増加から、留守家庭児童も増えており学童保育所のニーズが増加の一途をたどっています。学童保育所の施設整備や保育の質の改善を積極的に進めるとともに、放課後子ども教室を充実し、「放課後子ども総合プラン」として、放課後の子どもたちの居場所づくりを総合的に進めます。

・待機児童解消事業

就学前児への保育・教育の場の量的拡大を図り「安心して生み育てることが出来る香芝市」をめざします。

・保育サービスの充実

保護者のニーズに合わせた保育サービス（一時保育・延長保育等）の充実に努めます。

・就園奨励費助成事業

私立幼稚園に通園する幼児を有する世帯の経済的負担を軽減するとともに、公私間の保護者負担の格差の是正を図るため保育料の軽減を行います。人格形成の基礎となる大変重要な幼児期の教育について、保護者が希望する教育環境を子どもに提供できるよう支援します。

・就学前保育・教育カリキュラム編成事業

就学前の子どもたちが、時代や地域の実情に対応し、また、それぞれの年齢に応じた質の高い保育・教育が受けられるよう保育所・幼稚園・認定こども園の共通のカリキュラムを作成し、なだらかに就学につながるような就学前の保育・教育を実施します。

・教育相談機能の充実

小・中学校において、学校生活での悩みやいじめ・不登校などの問題について、落ち着いた環境で相談ができるよう、教育相談室の設置やスクールカウンセラー等の人的資源の拡充を進めます。

・認定こども園事業

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度において、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設として位置づけられています。親の就労状況に左右されることなく、就学前児に良質な保育・教育を提供するため、関係機関との協議により、認定こども園の早期設置を進めていきます。

・学校教育環境整備事業

次世代を担う子どもたちが夢をもち、夢にむかって学ぶための教育環境を整える。特に、主体的・効果的に情報機器を活用し、協働的に課題を解決する能力の育成、資質の向上を図るため、ＩＣＴ教育を推進します。

■施策のＫＰＩ（目標値）

学童保育所待機児童数 (人)	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考	
	0	0	34		0	H27年度からは対象を小学6年生まで拡大	
所管課：こども課 データの出典：こども課							
算出方法（指標説明）：公立学童保育所の待機児童数							
保育所待機児童数（人）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考	
	6	4	6		0		
所管課：こども課 データの出典：こども課							
算出方法（指標説明）：「保育所等利用待機児童の定義」に沿って、待機している児童数							
認定こども園設置件数 (件)	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考	
	0	0	0		9	累計（公立・民間）	
所管課：こども課 データの出典：こども課							
算出方法（指標説明）：認定こども園設置件数							

施策 10 家庭の自立応援（がんばる親子）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行をふまえ、貧困の連鎖を防止するため、次世代を担う子どもの育ちを支援し、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります。

子育てと就労の両立を担うひとり親は、厳しい経済状況のもとで多忙な生活を送っています。そこで、ひとり親家庭への各種施策の実施や就労のサポートをするための「ひとり親家庭自立支援プログラム」の策定により、がんばる親子の一日も早い自立を促進します。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・生活困窮者自立支援事業

生活困窮状態にある世帯の自立支援を図るため、世帯に対して相談支援事業を行い、就業・子育て等の支援や児童・生徒に対する学習支援を行い、学習環境・生活習慣の確立や向上をめざします。

・就学援助事業

児童・生徒の教育機会の格差やそれにともなう貧困の連鎖問題については、教育問題ではなく社会問題として捉える必要があります。公教育の責務として、福祉関係所管と連携し、情報共有をするとともに、就学援助制度を充実させ経済的な支援体制を構築します。

・ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭の父・母の職業能力の向上と求職活動の促進を図るための支援を行います。児童扶養手当など他の支援策も含めます。

■施策のKPI（目標値）

自立支援相談件数 (件／年)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考	
	—	—	—		100		
所管課：生活支援課 データの出典：生活支援課							
算出方法（指標説明）：生活困窮者の相談件数							
ひとり親家庭自立支援 プログラム策定件数 (件／年)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考	
	3	7	—		10		
所管課：児童福祉課 データの出典：児童福祉課							
算出方法（指標説明）：ひとり親家庭自立支援プログラムの策定件数							

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る とともに、地域と地域を連携する

社会基盤や住環境の整備といったハード面と福祉の充実や地域力の向上といったソフト面の両方からまちづくりを進めることで、これまで住宅都市として発展してきた本市をより住みやすくし、現在住んでいる人にとっては「住み続けたい」、転入を検討する人にとっては「住んでみたい」と思える魅力的なまちの創造をめざします。

■数値目標

指標	基準値	目標値
市民意識調査による 定住意向※	58.5% (平成27年度)	60.0% (令和2年度)

■施策とKPI

施策とKPI	目標(R2)
施策11 公共施設などの維持・向上	
都市計画道路供用済延長	30.1km
水道管耐震化率	6.5%
下水道管路更生	100%
施策12 住環境の維持・向上	
市内重点整備地区内における市道等のバリアフリー化整備率	60%
施策13 災害対策・防犯の充実	
自主防災組織率	100%
刑法犯発生件数	400件
ため池治水対策率	42%
施策14 保健・福祉の充実	
要介護認定率	14.4%
認知症サポーターの養成	4,400人
地域密着型居住系サービスの床数	186床
施策15 市民協働・地域間連携・官学連携の推進	
まちづくり提案活動支援事業補助金利用件数	20件

* 「このままずっと住み続けたい」「市内の別の場所で住み続けたい」「市外へ転居したとしてもいざれ香芝市に戻ってきたい」の合計

施策 11 公共施設などの維持・向上

本市では昭和 50 年代から、人口増加に伴い集中的に建設された公共施設の大半が築 30 年以上経過しており、近い将来、施設の建替えや大規模改修といった老朽化対応を迫られる時期を迎えることになります。このことから公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うとともに、将来のまちづくりを見据えた公共施設の再編と、次の世代に負担を残さないための財政負担の軽減・平準化により、行政サービスの維持・向上を実現します。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・公共施設等総合管理事業

公共施設等について、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現します。

・公共施設再編事業

公共施設の類型ごとの課題を抽出したなかで、施設の複合化・機能の集約化などの改善の方向性を検討し、行政サービスの維持・向上を実現します。

・スポーツ公園事業

自然に囲まれた空間で、子どもたちが元気に遊べる場・若者たちの交流の場・高齢者の健康づくりの場として整備するとともに、広域避難地である本公園に防災関連施設を整備し、防災性の向上を図ります。

・主要幹線道路整備事業

本市全体の道路ネットワークの強化を図るため都市計画道路の整備を促進します。特に北部地域においてはスポーツ公園など関連事業とのアクセス性を向上させるため尼寺閑屋線・畠分川線の整備を推進します。

・公共交通運行事業

公共バスについて、公共施設と市内各地域間の移動手段を確保し、施設利用を推進します。デマンド交通について、市民の均等な移動機会の確保と、外出支援による健康増進を図ります。

・安全で安定した水道水の供給

災害時にその影響を最小限に抑えるため水道施設の耐震化を図るとともに、隣接市町との相互連絡管等の整備を推進します。また、水質監視システム等の導入で、きめ細かな水質管理体制の充実を図ります。

・下水道施設の長寿命化

下水道施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの縮減に取り組むことにより、継続的な住民サービスの確保を図ります。

■施策のKPI（目標値）

都市計画道路供用済延長 (km)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	26.7	27.3	27.3		30.1			
所管課：都市計画課 データの出典：都市計画課								
算出方法（指標説明）：都市計画道路供用済延長								
水道管耐震化率 (%)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	1.35	1.54	1.67		6.5			
所管課：工務課 データの出典：工務課								
算出方法（指標説明）：上水道管の耐震管への年間更新状況								
下水道管路更生 (%)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	—	5.3	34.4		100			
所管課：下水道課 データの出典：下水道課								
算出方法（指標説明）：長寿命化（第1次）達成率								

施策 12 住環境の維持・向上

急速な少子高齢化が進行するなかで、高齢者や障がい者等も含めたあらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための住環境が求められています。また、空き家や耕作放棄地も増加している現状があります。

そうしたなかで、誰もが様々な場面で快適に活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方をふまえたバリアフリー化を推進するとともに、豊かな環境を維持するため、空き家や耕作放棄地の管理不全の解消を図り、快適で人にやさしいまちづくりを進めます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・バリアフリー化推進事業

「香芝市バリアフリー基本構想」に基づき、市内の重点整備地区内における生活関連施設とそれらを結ぶ生活関連経路について、計画的にバリアフリー化を進めます。

・空き家対策推進事業

空き家等の発生抑制をはじめ、管理不全の解消及び利活用等の対策を検討した上で、魅力ある景観の形成や適正な土地利用の推進など、良好な住環境の形成を図ります。

・耕作放棄地解消事業

農業従事者の高齢化や担い手の減少、また相続による不在地主の増加などにより増加傾向にある耕作放棄地について、雑草やゴミの不法投棄などの環境悪化を防ぐため、特定農地貸付事業等による農地管理を行い、健全な住環境の保全を行います。

■施策のKPI（目標値）

市内重点整備地区内における市道等のバリアフリー化整備率（%）	H25年度	H26年度	H27年度	→	R2年度	備考
	0	5.98	—		60	
所管課：都市計画課	データの出典：都市計画課					
算出方法（指標説明）：市事業による整備済み延長／対象総延長(4,180m)						

施策 13 災害対策・防犯の充実

複雑・多様化する災害発生の危険性に対処するため、災害による被害を最小化する「減災」の考え方を基本として、市、消防機関、その他関係機関と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、過去の災害の教訓をふまえ、都市構造の防災化を図ります。

市民が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、地域住民による自主防犯体制の確立を推進するとともに、今後増加すると予想される防犯カメラの管理運用体制の整備を行い、安心で安全な、明るく住みよい地域社会の実現を図ります。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・防災意識啓発事業

広報紙、ホームページ、出前講座等を活用し、市民への防災意識の啓発を行います。また、災害を想定した訓練により職員の災害対応能力の向上を図ります。

・防災用品等備蓄事業

災害時における生活必需品、医療品、非常食等の備蓄を行い、指定避難所となる各学校等への配置や災害備蓄倉庫の管理を行います。

・消防団活動促進事業

自主防災組織、消防署等との連携を図り、きめ細かな防火意識の向上を推進するため、団員の加入促進を図ります。また、ポンプ車、消防資機材等の購入を計画的に進め、消防団の装備充実を図ります。

・防犯対策事業

香芝警察署等との連携を密にし、各自治会の自主防犯組織の活動を支援することで、見守り活動など防犯対策を推進します。

・流域貯留浸透事業

近年頻発している局地的豪雨による浸水被害に対応するため、「ため池」を活用して一時的に雨水を貯留する施設の整備を行います。

■施策のKPI（目標値）

自主防災組織率 (%)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	99.1	99.1	—		100			
所管課：生活安全課 データの出典：生活安全課								
算出方法（指標説明）：組織されている地域世帯数／市内世帯数								
刑法犯発生件数 (件／年)	H25 年	H26 年	H27 年	→	R2 年	備考		
	641	438	440		400	暦年		
所管課：生活安全課 データの出典：奈良県警								
算出方法（指標説明）：年間刑法犯発生件数								
ため池治水対策率 (%)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	32.2	36.6	39.7		42			
所管課：土木課 データの出典：土木課								
算出方法（指標説明）：大和川総合治水対策協議会におけるため池治水計画量（55,300m ³ ）に対する対策率								

施策 14 保健・福祉の充実

高齢者や障がい者の方がいきいきと暮らせるよう、介護予防や健康づくりを推進することが重要です。今後、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいや生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築していきます。また、地域の自主性や主体性に基づき、福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に努めます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・高齢者・障がい者福祉の充実

高齢者・障がい者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるための支援を行います。また、高齢者の増加にともなうサービス需要に対応できる体制の整備を行います。

・介護予防・健康づくりの推進

介護保険制度に基づき、介護予防事業を推進します。健康かしば 21 に基づいて健康増進事業を推進します。

■施策のKPI（目標値）

要介護認定率（%）	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	14.1	13.8	—		14.4			
所管課：介護福祉課		データの出典：介護福祉課						
算出方法（指標説明）：要支援・要介護認定者数／介護保険第 1 号被保険者数								
認知症サポーターの養成（人）	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	158	656	—		4,400	各年度		
所管課：介護福祉課		データの出典：介護福祉課						
算出方法（指標説明）：認知症サポーター養成講座（キッズサポーターを含む）参加者数								
地域密着型居住系サービスの床数（床）	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考		
	110	139	139		186			
所管課：介護福祉課		データの出典：介護福祉課						
算出方法（指標説明）：地域密着型居住系サービス（特別養護老人ホーム、グループホーム、特定施設入居者生活介護）床数								

施策 15 市民協働・地域間連携・官学連携の推進

今後のまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、市民・市民団体・企業・大学等の教育機関など様々な主体と、それぞれのテーマごとに連携協働をして進めていく必要があります。こうした連携が、総合的なまちの力の向上につながっていくものと考えられます。

■推進する主な事業（実施検討中のものを含む）

・地域コミュニティ活動の活性化

地域住民同士の助け合い、地域福祉、防災・防犯力の向上など地域コミュニティの活性化を図るため、自治会活動の支援を行います。

・市民によるまちづくり活動の推進

市民団体が行う自主的で公益性の高い事業に対して補助を行うとともに、新たに市民活動を行おうとする市民・団体の育成に取り組みます。

・地域イベントの実施

市民団体との連携協働により、市民が主体となり、地域活性化につながるイベントを行います。

・自治体間連携・官民連携推進事業

市単独では対応しがたい地域課題に対し、他の自治体や民間企業等と連携を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

・大学連携推進事業

行政だけでは対応しがたい地域課題に対し、知識やノウハウを持つ大学等と連携を図ることにより、対応していきます。

■施策のKPI（目標値）

まちづくり提案活動支援事業補助金利用件数（件）	H25 年度	H26 年度	H27 年度	→	R2 年度	備考
	22	20	19		20	
所管課：市民協働課	データの出典：市民協働課					
算出方法（指標説明）：まちづくり提案活動支援事業補助金を利用してまちづくり活動を行った団体数						

第4章 総合戦略の推進にあたって

1. 総合戦略の進捗管理

(1) 総合戦略の進捗の検証

本総合戦略において位置づけた各施策を着実に推進するために、香芝市まち・ひと・しごと創生本部や香芝市都市経営市民会議において、意見の聴取を行い、施策の実施効果を検証し、必要に応じて見直しを行う体制を整備します。

(2) PDCAサイクルの確立

各施策に設定されたKPIに基づき、施策の進捗状況と成果を検証します。計画策定(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、見直し(Action)からなるPDCAサイクルを確立し、より実効的な施策の推進を図ります。検証の過程で進捗や成果が十分ではない施策については、その方向性や事業内容を分析し、必要に応じて改善、廃止等の措置を取ります。

また、国・県の施策や社会状況の変化等に応じて、戦略の内容を見直すとともに、新しい取り組みやアイディアを常に反映できるよう、柔軟な進捗管理を行います。

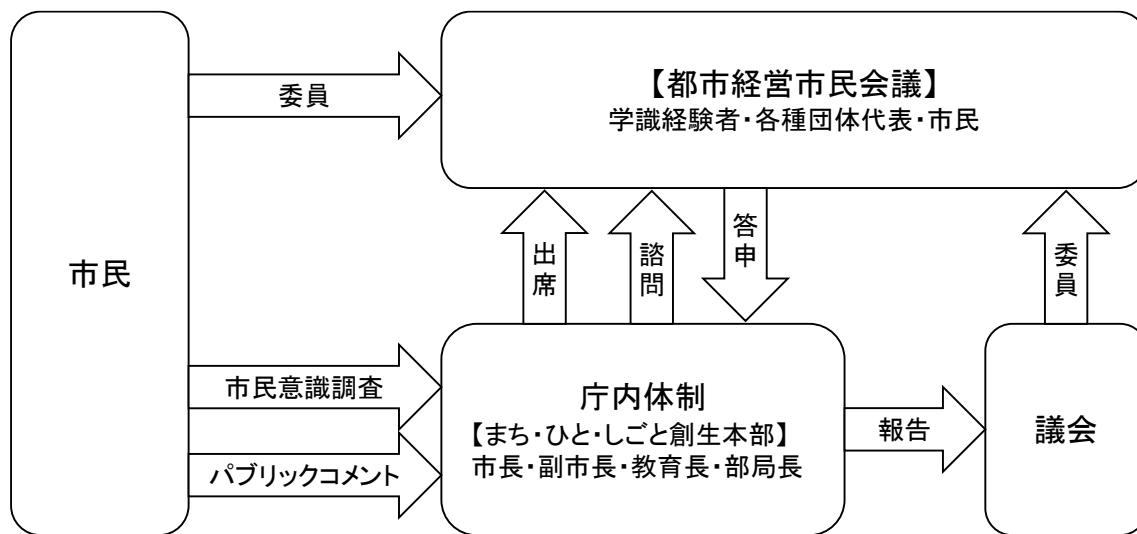
2. 総合戦略の市全体での推進

実効性をもって総合戦略を推進していくためには、市の現状についての問題意識や進むべき方向性について、行政だけでなく、住民、地域団体、民間事業所等を含む市全体で共有し、協働することが必要です。総合戦略の内容やめざすべき方向性、進捗状況等について、広く情報を公開します。推進にあたっては、行政だけではなく、住民や事業所等の幅広い参加・協力が必要であることを常に意識し、市全体で総合戦略の推進に取り組む環境づくりを進めます。

資料編

策定経緯

策定体制図



策定経過

年 月	項目
平成 27 年 2 月	平成 26 年度 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（2月 9 日） ・地方創生に向けた取り組みについて
4 月	平成 27 年度 第 1 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（4 月 27 日） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・附属機関「香芝市都市経営市民会議」の委員選任方針について
7 月	市民意識調査（7 月 10 日～24 日） 16 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出 回収率 41.9% （配布数：2,000 回収数：838） 平成 27 年度 第 2 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（7 月 22 日） ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・「香芝市人口ビジョン」について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標について
8 月	平成 27 年度 第 3 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（8 月 27 日） ・香芝市の人口について ・市民アンケート調査の結果について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載する施策（事業）案について

年 月	項目
平成 27 年 10 月	<p>平成 27 年度 第 4 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（10 月 8 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の進捗について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載する施策（事業）案について ・「香芝市人口ビジョン」について ・附属機関「香芝市都市経営市民会議」について <p>第 1 回 香芝市都市経営市民会議（10 月 21 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ・市民アンケート調査の結果について ・「香芝市人口ビジョン（素案）」について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標及び「第 4 次香芝市総合計画」の政策・施策について ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について
11 月	<p>平成 27 年度 第 5 回 香芝市まち・ひと・しごと創生本部会議（11 月 5 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回 香芝市都市経営市民会議の審議内容について（報告） ・「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載する重要業績評価指標（K P I）について ・「第 4 次香芝市総合計画」のめざそう値について <p>第 2 回 香芝市都市経営市民会議（11 月 30 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「香芝市人口ビジョン」について ・「第 4 次香芝市総合計画 前期計画」の進捗状況について ・「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画（素案）」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」について
平成 28 年 1 月	<p>第 3 回 香芝市都市経営市民会議（1 月 19 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回香芝市都市経営市民会議以降の修正等について ・パブリックコメントの実施について <p>「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画」について意見公募（パブリックコメント）を実施 (1 月 25 日～2 月 8 日) (提出人数：0 人 意見項目数：0 件)</p>
2 月	<p>第 4 回 香芝市都市経営市民会議（2 月 19 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終案について ・答申書（案）について
3 月	「第 4 次香芝市総合計画 後期基本計画」及び「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定

香芝市附属機関設置条例

平成 25 年条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 別表第 1 に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第 2 に定めるところにより、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関を設置する。

(任期)

第 3 条 附属機関の委員の任期は、別表第 1 及び別表第 2 委員の任期の欄に掲げるとおりとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 (略)

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
香芝市都市経営 市民会議	総合計画及び行財政改革 に関し必要な調査審議に に関する事項	15 人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 市民	審査期間

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係） (略)

香芝市都市経営市民会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	役職
麻生 憲一	奈良県立大学 地域創造学部教授・学生部長
石原田 明美	教育委員
乾 士郎	南都銀行 香芝支店長
井上 喜八郎	民生児童委員連合会 会長
奥山 隆俊	市議会 福祉教育委員会 委員長
粕井 みづほ	畿央大学 教育学部教授 子ども・子育て会議 会長
関 義秀	市議会 建設水道委員会 委員長
◎ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
中村 良路	市議会 総務企画委員会 委員長
萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学 学芸学部ライフプランニング学科教授・同学科長 都市計画審議会 会長
○ 平越 國和	商工会 会長
三岡 和子	三岡繊維株式会社 代表取締役社長
安田 薫子	子ども・子育て会議委員 (民間幼保連盟保護者会代表)
吉井 忠男	自治連合会 会長
吉村 増雄	農業委員会 会長

◎ 会長 ○ 副会長

答申

平成 28 年 2 月 19 日

香芝市長　　吉田　弘明　様

香芝市都市経営市民会議

会長　中川　幾郎

第 4 次香芝市総合計画後期基本計画及び 香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

本会議に諮問された第 4 次香芝市総合計画後期基本計画及び香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、4 回の会議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

会議では、委員はそれぞれの知見を活かし、幅広く活発な議論を交わしました。総合計画については、基本構想に掲げた将来都市像の実現を目指し、前期基本計画を踏襲しつつ事業内容が時代に合ったものになるよう審議を行い、総合戦略については、人口増加がしばらく続くと見られる香芝市の強みを活かしつつ、将来必ず訪れる人口減少局面に柔軟に対応できるものになるよう審議を行いました。

今後、総合計画及び総合戦略の推進に当たっては、将来都市像である「笑顔と元気!! 住むなら かしば」の実現に向け、持続可能なまちづくりを積極的に進められるよう要望します。

用語解説（五十音順）

S N S (p.51)

Social Networking Serviceの略称。インターネット上の交流を通じ、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。広く知られたサービスとして、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等がある。

かしば産業展(p.47,53)

市内の産業や事業所・店舗の魅力を市民に知らせるために、市内の事業所が一堂に会し、自社のPRを行うためのイベント。地場産品の販売コーナーや体験コーナー、飲食コーナーやステージイベントも実施している。

香芝市企業立地推進条例(p.48)

市内への企業立地を推進することで、産業の振興・雇用機会の拡大を図り、地域経済の好循環及び市民生活の向上に資することを目的として、平成27年に制定。企業立地に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを市の責務とし、市内へ企業立地した事業者に対し補助金を支給することを定めている。

K P I (p.42,69 他)

Key Performance Indicators（重要業績評価指標）の略称。行政が何を行ったか（アウトプット）ではなく、その施策によって地域にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）を測定し、評価するための指標として設定されるもの。

シーズ(p.47)

「種」という意味の英語からきた言葉で、事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウなどを言う。

事業主行動計画(p.45,49,52)

女性活躍推進法に基づき、国や地方公共団体、企業等の各事業主が、策定を義務付けられている行動計画（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

スクールカウンセラー(p.58)

いじめや不登校対策として、児童・生徒・保護者・教師などからの相談に対応するため、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

地域包括ケアシステム(p.67)

高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスを一体的に提供する仕組みのこと。

デマンド交通(p.62)

定時運行するバスや個人利用のタクシーとは異なり、利用者の希望に基づく場所から場所までの交通手段を複数の利用者による乗合等によってコストを下げながら提供する公共交通サービス。高齢者等の交通弱者の新しい移動手段として注目されている。

都市計画道路(p.61,62,63)

都市計画法で定められる基幹的な都市施設の一つであり、広域的な交通処理機能や市街地内の空間形成等に配慮して配置され、長期的な整備計画を円滑かつ着実に実施するため、同法に基づいて計画された（将来の道路整備に必要な区域をあらかじめ明確化し、当該予定区域の土地利用に一定の制限を課している）道路。

認定こども園(p.55,58,59)

幼保一元化の具体策として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と、地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えた施設。

遊休農地(p.50,53,54)

耕作が十分にまたは全く行われておらず、有効利用のための措置を講ずべき農地。農地法においては、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」と定義されている。

ユニバーサルデザイン(p.64)

高齢や障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

ライフサイクルコスト(p.63)

製品や構造物等の費用（コスト）を、設置・調達時点だけではなく、維持管理から廃棄までの全過程を総合して考えたもの。

ライフステージ(p.58)

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人生におけるそれぞれの段階。

ワークライフバランス(p.52)

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略

発 行 平成 28 年 3 月

香芝市

編 集 香芝市 企画部 企画政策課

〒639-0292 奈良県香芝市本町 1397 番地

Tel 0745-76-2001 (代)

Fax 0745-78-3830

E-Mail kikaku@city.kashiba.lg.jp

URL <http://www.city.kashiba.lg.jp/>